

第4次登米市行財政改革実施計画 令和6年度の実施状況



令和7年8月
まちづくり推進部

第4次行財政改革 令和6年度実施状況総括表

第4次登米市行財政改革実施計画は、令和2年12月に策定した第4次登米市行財政改革大綱（令和3年度から令和7年度）に基づき、大綱に定めた内容を着実に推進するための具体的なプログラムを示したものです。
このうち、令和6年度目標に対する取り組み状況は次のとおりです。

項 目 区 分	プログラム数	取組 項目数 (7)	評価				達成率 (1+5)/(7)	備考
			S (1)	A (5)	B	C		
(1) 持続可能な財政運営の推進	31	31	11	7	13	0	58.1%	
①財政健全化の推進	9	9	1	5	3	0	66.7%	
財政規律の確立と持続可能な財政運営	2	2		2			100.0%	
市単独事業の適正化	3	3	1		2		33.3%	
公営企業等の経営健全化	4	4		3	1		75.0%	
②行政サービスの負担水準の適正化	7	7	2	1	4	0	42.9%	
公共施設の施設使用料等の適正化	1	1		1			100.0%	
行政サービスの維持に係る負担の適正化	6	6	2		4		33.3%	
③公共インフラの適正な管理	4	4	1	1	2	0	50.0%	
公共施設管理の適正化	2	2			2		0.0%	
社会インフラ管理の適正化	2	2	1	1			100.0%	
④税収・税外収入の確保	11	11	7	0	4	0	63.6%	
財源の創出	7	7	5		2		71.4%	
市保有財産の売却等	1	1	1				100.0%	
債権確保策の強化	3	3	1		2		33.3%	
(2) 行政運営の効率化	13	13	4	4	4	1	61.5%	
①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築	5	5	1	2	2	0	60.0%	
行政組織の効率化と職員の育成	4	4		2	2		50.0%	
人件費等の適正化	1	1	1				100.0%	
②スマート行政の推進	3	3	1	1	1	0	66.7%	
I C Tの導入による業務効率化の推進	2	2	1	1			100.0%	
マイナンバーカードの利用促進	1	1			1		0.0%	
③経費の節約、業務の効率化の推進	5	5	2	1	1	1	60.0%	
経費の節約等	5	5	2	1	1	1	60.0%	
(3) 協働、連携による取組の推進	13	13	0	6	6	1	46.2%	
①市民活動の支援によるまちづくりの推進	4	4	0	3	1	0	75.0%	
地域の担い手の育成、まちづくりの推進	1	1		1			100.0%	
市政への市民参加の推進	3	3		2	1		66.7%	
②公民連携の推進	5	5	0	2	2	1	40.0%	
民間委託と民営化の推進	4	4		2	2		50.0%	
多様な主体との連携強化	1	1				1	0.0%	
③自治体間連携の推進	4	4	0	1	3	0	25.0%	
近隣自治体とのI C T利用環境の共有化	2	2			2		0.0%	
近隣自治体との事務事業等の連携	2	2		1	1		50.0%	
合 計	57	57	15	17	23	2	56.1%	

評価については、担当課が目標に対する達成状況を自己評価したもので、評価内容は次のとおりです。

- S … 年度計画を超えた達成
A … 年度計画どおりの達成
B … 取り組んだが、年度計画未達成
C … 実施できず（後年度へ延期を含む）

※達成率とは、取り組みに対する担当課の評価がS及びAの合計の割合を示しています。

第4次登米市行財政改革の効果額等

No.	項目 区分	実行プログラム	頁	内 訳	令和6年度の目標及び実績				
					目 標		実 績		
					指標	金額④	指標	金額⑤	達成状況 ⑤／④
1	(1)－①	市単独事業の見直し	6	事業の適正化	12事業	453,017千円	12事業	890,235千円	196.51%
2	(1)－①	団体補助金・イベント補助金等の見直し	6	補助金の適正化	88事業	353,979千円	88事業	252,743千円	71.40%
3	(1)－①	道路・橋梁の整備計画の見直し	6	整備計画の見直し	－	45,000千円	－	△24,017千円	0.00%
4	(1)－②	検診料の見直し	9	検診料の適正化	－	41,063千円	－	28,090千円	68.40%
5	(1)－②	し尿収集運搬処分手数料の見直し	10	利用者負担の適正化	－	3,487千円	－	78,887千円	2262.31%
6	(1)－②	有機センターの利用負担の見直し	10	利用者負担の適正化	－	7,161千円	－	△5,086千円	0.00%
7	(1)－②	窓口手数料の見直し	10	財源の確保	－	781千円	－	6,708千円	858.89%
8	(1)－②	放課後児童クラブの負担金の見直し	11	利用者負担の適正化	－	35,710千円	－	29,600千円	82.88%
9	(1)－②	市民バス運賃の見直し	11	運賃収入増	－	33,267千円	－	11,790千円	35.44%
10	(1)－③	公共工事の業務委託のコスト削減	12	コスト削減の推進	－	5,100千円	－	18,992千円	372.39%
11	(1)－④	公共施設等を活用した広告掲載の推進	13	広告収入の確保	12台 3施設	1,941千円	6台 10施設	4,174千円	215.04%
12	(1)－④	ふるさと応援寄附金等の推進	13	寄附額の増収	18,493件	347,339千円	28,244件	583,561千円	168.00%
13	(1)－④	積立基金の運用による運用益の向上	14	運用益の向上	－	5,000千円	－	7,622千円	152.44%
14	(1)－④	広報紙及びホームページへの広告掲載	14	広告収入の確保	－	1,771千円	－	1,879千円	106.09%
15	(1)－④	市民バス広告掲載事業	15	広告収入の確保	7 枠掲載	420千円	11枠掲載	835千円	198.80%
16	(1)－④	企業誘致の推進	15	税収の確保	－	171,053千円	－	5,600千円	3.27%
17	(1)－④	遊休財産の活用の促進	15	売却等の収入確保	2 件売却	2,214千円	4 件売却	27,509千円	1242.50%
18	(1)－④	市税等の収納率向上	16	現年度分 滞納繰越分	98.50% 26.00%	19,316千円 1,871千円	98.56% 22.81%	26,437千円 △17,687千円	※100.06% ※87.73%
19	(1)－④	住宅使用料の収納率向上(市営)	16	現年度分 滞納繰越分	95.59% 17.83%	421千円 27千円	97.32% 16.99%	2,538千円 △270千円	※101.81% ※95.28%
20	(1)－④	住宅使用料の収納率向上(定住)	16	現年度分 滞納繰越分	97.91% 15.23%	150千円 20千円	99.29% 20.17%	934千円 389千円	※101.40% ※132.436%
21	(1)－④	学校給食費の収納率向上	17	現年度分 滞納繰越分	98.89% 15.08%	768千円 25千円	98.63% 18.76%	55千円 1,262千円	※99.73% ※124.40%
22	(2)－①	職員人件費の削減	19	定員管理の適正化	－	200,000千円	－	392,000千円	196.00%
23	(2)－③	公用車の購入経費・維持管理経費の削減	22	公用車の適正な更新	5 台	9,396千円	13台	11,113千円	118.27%
24	(2)－③	電気料金の削減	23	電気料金の削減	81施設	29,637千円	87施設	△69,695千円	0.00%
25	(2)－③	パソコン等低コスト調達	23	低コスト調達	150台	6,367千円	524台	20,197千円	317.21%
26	(3)－②	衛生センターの包括的民間委託の推進	26	運営コストの削減	－	5,311千円	－	4,875千円	91.79%
27	(3)－②	指定管理者制度の推進	27	指定管理者制度の導入	－	9,254千円	－	5,877千円	63.50%
28	(3)－③	航空写真共同撮影による委託経費の削減	29	委託経費の削減	－	2,000千円	－	△6,775千円	0.00%
合 計						1,792,866千円	－	2,290,372千円	127.74%

- ・ 実績額及び実績累計がマイナスとなった場合の達成率及び進捗率は、0%として記載
- ・ ※目標収納率に対する実績収納率の達成状況を記載
- ・ 目標値及び実績値については、必要に応じて随時、改訂・修正を実施

第4次行財政改革期間（R3～R7）の実績累計				
最終目標		実績累計		
指標	金額⑥	指標	金額⑦	進捗状況 ⑦／⑥
12事業	1,143,021千円	12事業	1,161,967千円	101.65%
88事業	1,479,898千円	88事業	1,224,573千円	82.74%
－	225,000千円	－	33,713千円	14.98%
－	119,672千円	－	28,090千円	23.47%
－	14,335千円	－	106,008千円	739.50%
－	28,857千円	－	△9,013千円	0.00%
－	3,124千円	－	6,708千円	214.72%
－	145,242千円	－	29,600千円	20.37%
－	136,508千円	－	△971千円	0.00%
－	45,100千円	－	57,234千円	126.90%
60台 7施設	6,145千円	33台 13施設	6,312千円	102.71%
48,705件	1,002,695千円	86,996件	1,728,265千円	172.36%
－	20,000千円	－	17,828千円	89.14%
－	8,855千円	－	7,498千円	84.67%
35枠掲載	2,100千円	26枠掲載	2,315千円	110.23%
4 社誘致	423,651千円	1 社誘致	17,379千円	4.10%
19件売却	36,522千円	9 件売却	42,612千円	116.67%
98.55%	66,397千円	98.54%	95,425千円	※99.99%
26.05%	7,129千円	21.56%	△109,421千円	※82.76%
95.62%	1,886千円	96.21%	4,678千円	※100.62%
17.84%	119千円	13.36%	△6,024千円	※74.89%
97.93%	675千円	98.11%	894千円	※100.19%
15.24%	98千円	18.27%	1,076千円	※119.91%
98.90%	3,701千円	98.23%	△4,300千円	※99.32%
15.10%	98千円	14.00%	△767千円	※92.72%
－	810,000千円	－	1,772,000千円	218.76%
18台	22,694千円	20台	18,979千円	83.63%
81施設	148,185千円	87施設	△97,398千円	0.00%
600台	25,468千円	704台	21,820千円	85.67%
－	21,244千円	－	19,500千円	91.79%
－	46,270千円	－	27,145千円	58.66%
－	4,000千円	－	△9,973千円	0.00%
	5,998,689千円		6,193,752千円	103.25%

実行プログラム目次

(1) 持続可能な財政運営の推進

①財政健全化の推進

・財政規律の確立と持続可能な財政運営

	頁
1. 財政健全化中期行動計画の推進	5

・市単独事業の適正化

3. 市単独事業の見直し	6
5. 道路・橋梁の整備計画の見直し	6

・公営企業等の経営健全化

6. 病院事業の経営健全化	7
8. 下水道事業の経営健全化	8
7. 水道事業の経営健全化	
9. 第三セクターの経営健全化と自立の促進	

②行政サービスの負担水準の適正化

・公共施設の施設使用料等の適正化

10. 公共施設に係る施設使用料等の見直し	9
-----------------------	---

・行政サービスの維持に係る負担の適正化

11. 検診料の見直し	9
12. し尿収集運搬処分手数料の見直し	10
14. 窓口証明手数料の見直し	10
15. 放課後児童クラブの負担金の見直し	11
13. 有機センターの利用負担の見直し	
16. 市民バス運賃の見直し	

③公共インフラの適正な管理

・公共施設管理の適正化

17. 公共施設等総合管理計画個別計画の推進	11
18. 公共施設マネジメントの確立	12

・社会インフラ管理の適正化

19. 公共工事の業務委託コストの縮減	12
20. 道路や橋梁の機能保全	

④税収・税外収入の確保

・財源の創出

21. 公共施設等を活用した広告掲載の推進	13
23. 積立基金の運用による運用益の向上	14
24. 広報紙及びホームページへの広告掲載の推進	14
26. 市民バス広告掲載事業	15
22. ふるさと応援寄附金等の推進	
25. パソコンへの電子広告の導入	
27. 企業誘致の推進	

・市保有財産の売却等

28. 遊休財産の活用促進	15
---------------	----

・債権確保策の強化

29. 市税等の収納率向上	16
31. 学校給食費の収納率向上	17
30. 住宅使用料の収納率向上	

(2) 行政運営の効率化

①人口変動、社会情勢に適應した行政組織の構築

・行政組織の効率化と職員の育成

32. 時代に相応しい行政組織への見直し	17
33. 定員管理の適正化	18
35. 職員研修の充実	19
34. 人材育成型人事評価システムの推進	

・人件費等の適正化

36. 職員人件費の削減	19
--------------	----

②スマート行政の推進

・ICTの導入による業務効率化の推進

37. RPAやAIなどの新しい技術の導入推進	20
38. ICTを活用した効率的な業務運営の推進	

・マイナンバーカードの利用促進

39. コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進	21
--------------------------------	----

③経費の節約、業務効率化の推進

・経費の節約等

40. 公用車の購入経費・維持管理経費の削減	22
41. 電気料金の削減	23
43. パソコン等の超低コスト調達	23
44. 各種委員会等の委員数等の見直し	24
42. 公共施設等のLED化の推進	

(3) 協働、連携による取組の推進

①市民活動の支援によるまちづくりの推進

・地域の担い手の育成、まちづくりの推進

45. コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進	24
--------------------------	----

・市政への市民参加の推進

46. 市政情報の発信強化	25
48. まちづくり市民意向調査（満足度）の実施	25
47. 広聴活動の充実	

②公民連携の推進

・民間委託と民営化の推進

49. 保育所・幼稚園の民営化の検討	50. 放課後児童クラブの民営化の検討	26
51. 衛生センターの包括的民間委託の推進		26
52. 指定管理者制度の推進等		27

・多様な主体との連携強化

53. 地域プラットフォームの活用		27
-------------------	--	----

③自治体間連携の推進

・近隣自治体とのＩＣＴ利用環境の共有化

54. 電子申請サービスの推進	55. 自治体クラウドの導入やＩＣＴ機器等の共同調達の実施	28
-----------------	-------------------------------	----

・近隣自治体との事務事業等の連携

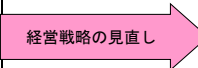
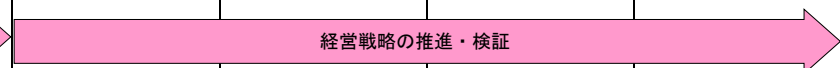
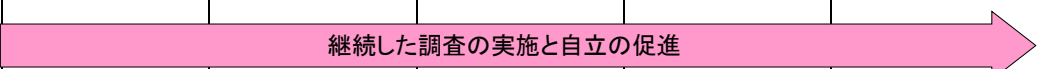
56. 市町村の消防の広域化（高機能消防指令センターの共同運用）		29
57. 航空写真共同撮影による委託経費の削減		29

- (1) 持続可能な財政運営の推進
- ①財政健全化の推進
- ・ 財政規律の確立と持続可能な財政運営

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
1 財政健全化中期行動計画の推進	財政危機を未然に防止する観点から、国の早期健全化基準や財政再生基準に加え、市独自の財政規律を導入し、 5 年後の目標値達成に向けた健全な財政運営を計画的に推進する。 ・ 財政規模の上限設定 ・ 財政調整基金年度末残高の下限設定 ・ 地方債発行額の上限設定 ・ 将来負担比率の上限設定 ・ 繰出金の上限設定 ※行動計画期間中、市行財政改革推進本部等において検証や進行情勢を行う仕組みを構築し、目標達成に向けてフォローアップを行う。なお、財政調整基金年度末残高の下限及び将来負担比率の上限の基準を超えることが見込まれる場合には、緊急的な財政アピールを発出し、市民をはじめ関係者間で状況の共有を図るとともに、追加的な対策を講じる。	財政健全化基本指針及び長期財政計画の推進					財政規律の確立と持続可能な財政運営 財政調整基金残高25億円の堅持 令和 5 年度の目標値 ・ 財政規模は419億円程度を上限設定 ・ 財政調整基金年度末残高は25億円程度を下限設定 ・ 地方債発行額は40億円程度を上限設定 ・ 将来負担比率は100%を上限設定 ・ 繰出金は繰出基準内を上限設定※関係部署要協議	まちづくり推進部 財政経営課
		財政健全化中期行動計画の推進						
		・ 財政健全化中期行動計画の進行情勢管理 ・ 行動計画調書及び効果額目標等の更新等 ・ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行情勢管理	・ 財政健全化中期行動計画の進行情勢管理 ・ 行動計画調書及び効果額目標等の更新等 ・ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行情勢管理	・ 財政健全化中期行動計画の進行情勢管理 ・ 行動計画調書及び効果額目標等の更新等 ・ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行情勢管理	・ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行情勢管理	・ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行情勢管理		
		■令和 6 年度取組内容 ○「持続可能な財政基盤の確立」と「次世代に大きな負担を残さない」健全な財政運営を目指すため、財政健全化基本指針を踏まえた10年間（平成30年度～令和 9 年度）の長期財政計画を更新（ローリング）した。 ○財政健全化基本指針と長期財政計画で 5 年後、10 年後の財政目標値を設定し、この目標達成に向けた取組を推進することで、適正な財政規模への移行と地方債残高の抑制が図られた。					■令和 6 年度達成内容 ○財政健全化基本指針と長期財政計画の進行情勢管理	
		■令和 6 年度達成状況 A：年度計画どおりの達成						
2 地方債の償還期限の延長及び据置期間の短縮	将来的な市財政の状況は、普通交付税の合併算定替えの終了や、人口減少などの影響による交付額の大幅な減少などから、段階的に財政規模が縮小していくことが見込まれる一方、地方債残高が税収の約 7 倍に相当する約540億円となり、さらに近年実施した公共施設の整備に係る地方債の償還が一斉に開始されることが見込まれ、後年度における公債費負担が高水準で推移することから、財政構造の硬直化が懸念される。	償還期限の延長、長期償還の借入及び据置期間の設定					公債費の抑制及び償還元金の平準化 ■借換債における償還期限の延長 ・ 施設整備（ハコモノ）に活用した地方債を対象とする（20年償還→30年償還） ■借入時において30年償還に設定 ・ 施設整備（ハコモノ）を対象とする	まちづくり推進部 財政経営課
		（対象地方債なし）	・ 借換債（合特）の償還期限を延長 ※影響は翌年度に発生	・ R 4借換債元金償還額（合特△23, 160千円） ・ R 元地方債元金償還額（合特△26, 377千円） ・ 借換債（合特）の償還期限を延長	・ R 5借換債元金償還額（合特 △4, 485千円）			
		■令和 6 年度取組内容 ○市財政の硬直化を招かぬよう、地方債償還期間の延長や据置期間の短縮を検討した。 ○新規借入地方債については、民間資金借入の場合は利率見積合わせを行い、利率について最適な借入先を決定している。 ○地方債償還期間、据置期間を検討することにより、後年度以降の公債費抑制の見通しが立てられた。 ○利率見積合わせによる低金利での借り入れを行うことにより、後年度以降の公債費の抑制が図られた。					■令和 6 年度達成内容 ○新規借入地方債の償還期間延長、据置期間短縮を検討 ○公債費の抑制	
		■令和 6 年度達成状況 A：年度計画どおりの達成						

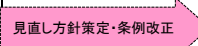
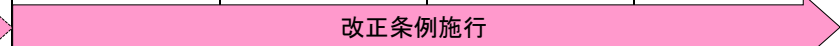
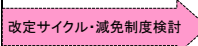
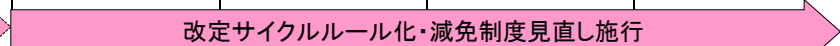
実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7							
3 市単独事業の見直し	国の基準や県内の他の自治体の実施水準を超えて実施しているサービスや、本来国や県が行うべき事業を市が単独事業として実施しているような事業については財政的に大きな負担となっていることから見直しを図る必要がある。 ・近隣自治体や、人口・面積等が同規模の類似団体等の取組も比較・検討しながら、事業の見直しを行う。 ・事業の目的を達成したと思われる事業については廃止する。 ・継続してきた事業であっても、事業の必要性や効果を検証しながら、事業内容を精査し、市の財政状況や社会情勢の変化を踏まえ見直しを図り、公平性や透明性を確保していく。 ・社会情勢を反映し、その時々ニーズに即した事業の見直しを行いながら、効率的で効果的な実施について研究し、事業費の削減に努める。						市単独事業の適正化 市の単独事業等の見直しを行い、財政負担の軽減を図る。 ・5年間の効果額合計 1,143,021千円	まちづくり推進部 まちづくり推進課 ほか					
		国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し											
		・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額25,713千円	・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額74,970千円	・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額149,191千円	・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額453,017千円	・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額440,130千円							
		■令和6年度取組内容 ○これまで継続実施してきた事業であっても、事業の必要性等を検証するとともに、事業内容を精査しながら取組を推進した。 ○本プログラムで掲げた令和6年度の目標となる効果額453,017千円に対し、実績額が890,235千円となり、達成率は196.51パーセントとなった。 ○各担当課で実施した年度目標に対する達成状況（4段階）における自己評価結果については、12の事業の見直しに取り組み、S評価が7プログラム、A評価が1プログラムとなり、S評価とA評価の割合を示す「達成率」は67%となった。 B評価の4事業については、市負担率の減少幅が目標に到達しなかったことや人件費及び燃料高騰による影響があったことがあげられる。					■令和6年度達成内容 ○事業の必要性等を検証するとともに、事業内容を精査しながら取組を推進した。 ○効果額：890,235千円					■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成	
4 団体補助金・イベント補助金等の見直し	これまで、補助金見直し方針に基づき、補助金の終期の設定や補助率の上限の設定などを行い、補助金等の見直しを図ってきたが、見直し後も国の制度改正や新たな補助金等の創設などにより、補助金等の予算額は増加している状況である。 今後は、補助金の必要性・補助額の妥当性を検証するにあたり、近隣自治体や類似団体との比較等も検討に含め、補助額等の水準を適正化することが必要である。 原則、補助金等の補助期間を3年として設定し、その終期に併せ補助金等の見直しを行うこととしているが、今後市の歳入の伸びが期待できない中で支出される補助金等が、財政運営上過重な負担とならないよう整理が必要である。 ・各部局が実施する補助事業については、行政評価の手法を用い、特に公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などを振り返り、PDCAサイクルに則った不断の見直しの徹底を行う。						補助金の適正化 PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 ・5年間の効果額合計 1,479,898千円	まちづくり推進部 まちづくり推進課 ほか					
		PDCAサイクルにのっとった不断の見直し											
		R元以降の5年間で段階的に縮減											
		・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・段階的な縮減 ・効果額218,924千円	・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・段階的な縮減 ・効果額229,790千円	・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・段階的な縮減 ・効果額326,931千円	・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・段階的な縮減 ・効果額353,979千円	・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・効果額350,274千円	■令和6年度達成内容 ○公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性について検証を行い見直しの徹底を推進したが目標額には到達できなかった。 ○効果額：252,743千円		■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成				
5 道路・橋梁の整備計画の見直し	本市では、合併時に旧町から引き継いだ整備路線が多く、その中で未着手の路線も多いことや、合併後に地域から出された要望路線も多数となっており、整備が遅れている状況である。 また、国等の補助事業である社会資本整備総合交付金を活用した道路整備事業に取り組んでいるが、既存施設の維持修繕に係る事業に国の方向性がシフトしてきていることから、道路整備事業に対する配分が厳しくなっており、今後もこの状況は続くものと懸念される。 限られた財源の中で、より計画的かつ効果的な道路整備を行うため、整備路線の優先度を見極めながら事業に取り組んでいくことが求められている。						道路・橋梁の整備計画の見直し 効果額：225,000千円	建設部 道路課					
		道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）	道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）	道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）	道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）	道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）							
		道路・橋梁の整備計画の見直し											
		■令和6年度取組内容 ○道路・橋梁計画の見直しについては、事業の緊急性や重要性、要望状況・用地買収の状況等を考慮し計画的に行っていくが、令和6年度は当初予算で事業を見直し、一般財源を大きく圧縮した予算計上としたため、全体事業費に占める一般財源が大きく減少し、当初計画している目標額45,000千円はハードルが高いものとなっている。 また、橋梁維持補修において、令和7年度に実施を予定していた橋梁点検箇所の国庫補助金が令和6年度に前倒しで交付され、令和6年度から調査を開始したことから、実績額が大きく増額した。（令和7年度における橋梁点検費用は、前倒しにより縮減される見込み。） なお、組織的取組として、現場や個人レベルのコスト意識を向上し、工夫を凝らしたトータルコストの縮減を今後も目指す必要がある。 ○道路・橋梁の整備計画の見直し ・令和6年度の見直し目標 一般財源 45,000千円以上 ○取組効果額 ・令和6年度の一般財源見直し金額 24,017千円（増額） 【内訳】 道路・橋梁事業計画・設計等の見直し、橋梁事業点検業務のR8予定をR6へ前倒し … 24,017千円					■令和6年度達成内容 ○効果額：△24,017千円 （目標値に対して69,017千円増加）					■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成	

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7							
6 病院事業の経営健全化	登米市病院事業は、新医師臨床研修制度や専門医制度などの国の医療制度改革への対応の遅れや、新公立病院改革ガイドラインで示す経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しへの取り組みが不十分だったことなどにより、毎年度収支の赤字が続いている。 こうした状況から、医師の確保へ向けた取組として、登米市民病院の基幹型臨床研修病院の指定に向けた取組や、大学等への医師派遣要請などの取組を積極的に行う必要がある。再編・ネットワーク化の取組では、登米市民病院に急性期医療を集約し、米谷病院と豊里病院は回復期と慢性期医療を担う病院に医療機能を分担し、3病院が連携した医療提供体制の構築が必要である。さらに、病院経営の効率化と経営改善を図る取組として、平均在院日数の短縮や病床稼働率の向上等による収入確保を図るとともに、経費のさらなる削減に向けた取組を進める必要がある。 また、一般会計からの繰入金については、資金不足が発生している状況もあり、平成30年度以降は年間20億円程度になっているほか、平成30年度に竣工した米谷病院の建設費に係る企業債償還金が令和3年度から開始（毎年1億5千万円～3億円）することなどで、更に増加していくことが見込まれるため、財政運営に与える影響が大きいことから、病院事業の経営健全化を推進していく必要がある。国が策定した新公立病院改革ガイドラインや県が策定した地域医療計画・地域医療構想との整合性を図りながら、令和3年2月に「第4次登米市立病院改革プラン」を策定し、地域の医療提供体制と将来の病床機能のあり方などの具体的な将来像を示した。 また、改革プラン及び地域医療構想を踏まえた各病院、診療所等の役割を明確化し、収入確保と経費削減への取組を強化し、基準外繰入金の削減に最大限に取り組み経営の健全化を図る。	第4次登米市立病院改革プランの実施 病床利用率の向上、経常収支の改善、不良債務の縮減 <table><tr><td>・病床利用率の向上 （市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</td><td>・病床利用率の向上 （市民92%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</td><td>・病床利用率の向上 （市民92%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</td><td>・病床利用率の向上 （市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</td><td>・病床利用率の向上 （市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</td></tr></table>					・病床利用率の向上 （市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上 （市民92%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上 （市民92%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上 （市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上 （市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	登米市立病院改革プランの達成 ・病床利用率の向上 ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	医療局 経営企画課
		・病床利用率の向上 （市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上 （市民92%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上 （市民92%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上 （市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上 （市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減							
		■令和6年度取組内容 ○病床利用率（目標値：市民88%、米谷85%、豊里85%） R6：74%（市民81%、米谷67%、豊里66%） ○経常収支の改善 経常利益 R2:△158,307千円 ⇒ R6：△813,658千円（比較増減：655,351千円の減） ○不良債務の縮減 R2：△558,579千円 ⇒ R6：346,690千円（比較増減：905,269千円の増） ○3病院における病床機能の分担に伴う施設基準・加算取得、病院間の連携強化による取組などの効果により、事業全体の入院一人1日平均収益が向上した。（R2：31,860円⇒R6：35,887円 比較増減：4,027円の増） ○令和3年度に不良債務が解消し、令和6年度においては資金剰余額が346,690千円（前年度比△344,516千円）となった。 ○病床利用率は登米市民病院において前年度より向上したが、米谷病院、豊里病院が低下するなど目標値に至らず、経常収支においても外来収益が減少したほか、物価高騰による影響や人事院勧告に基づく給与改定の影響等で医業費用が増加したこと目標値に至らなかった。また、不良債務（資金剰余額）においては、当年度資金収支が344,516千円の赤字となったが、不良債務（資金不足）は生じなかった。					■令和6年度達成内容 ○病床利用率の向上 →未達成 ○経常収支の改善 →未達成 ○不良債務の縮減 →達成						
■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成													
7 水道事業の経営健全化	本市の水道事業を取り巻く環境は年々変化しており、最大の課題は人口減少による給水収益（料金収入）の減少である。その反面、水道事業の保有する固定資産の額は合併以来増加傾向にある。これは、震災対策や老朽管の更新などを積極的に進めてきたためである。人口が減少して資産が増加する傾向が続くと、1人当たりの資産の維持管理や更新に係る費用が増大する。 人口や給水量の減少に伴い水道施設の統廃合を行い資産の減少を図ることが必要となるが、安全な水を安定的に供給するためには、施設の更新を今後も継続しなければならない。 多くの施設が、耐用年数を迎える時期となり、大規模な更新も行っていかなければならない状況の中においても、経営の健全性が求められることから、経営状況についても市民に広く説明を行っていかなければならない。 登米市地域水道ビジョンに掲げる「市民が安心して暮らせる市の責任による水道事業の確立」を基本理念とし、「安定経営の水道を目指します―次世代に向けた水道事業の確立―」を施策目標として、安全、安心で安定した水道事業を構築するとともに、有利な財源等の確保に努め、効率的な経営の確立を図る。 また、宮城県において設置した「宮城県水道事業広域連携検討会」において、広域連携の可能性について具体的に検討していくこととしている。	地域水道ビジョンの見直し 地域水道ビジョン 地域水道ビジョンの評価 <table><tr><td>・毎年のローリング （更新・見直し） ・水道ビジョンの計画目標の令和5年度に向けて、令和3～4年度で見直しを行う。</td><td>・改訂</td><td>・毎年のローリング （更新・見直し）</td><td>・毎年のローリング （更新・見直し）</td></tr></table>					・毎年のローリング （更新・見直し） ・水道ビジョンの計画目標の令和5年度に向けて、令和3～4年度で見直しを行う。	・改訂	・毎年のローリング （更新・見直し）	・毎年のローリング （更新・見直し）	登米市地域水道ビジョン実施計画管理指標 登米市地域水道ビジョン実施計画目標値	上下水道部 経営総務課	
		・毎年のローリング （更新・見直し） ・水道ビジョンの計画目標の令和5年度に向けて、令和3～4年度で見直しを行う。	・改訂	・毎年のローリング （更新・見直し）	・毎年のローリング （更新・見直し）								
		■令和6年度取組内容 ○経営基盤の強化：水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給する体制の継続を図ることから、令和5年10月分から水道料金を改定(平均改定率15%の値上げ)した。 ○老朽化した基幹管路を耐震性の高い水道管に布設替を行い、災害時に安定した飲料水の確保を図っている。 ○広域連携：宮城県水道事業広域連携検討会に参加し、近隣市町との広域連携の可能性について検討を行っている。 ○指標低下要因：【有収率】計画的な漏水調査及びそれに基づく修繕や漏水多発路線の老朽管の布設替等を行ってきたが、無効水量を抑制できなかったことにより、有収率が低下した。（R5：81.64% ⇒ R6：79.45% 前年度比△2.19%）					■令和6年度達成内容 ○次期ビジョン(上下水道事業ビジョン)の策定に向け、現状把握と課題整理を行った。 ○上下水道事業運営審議会で進捗状況等を報告した。						
■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成													

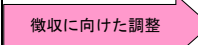
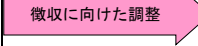
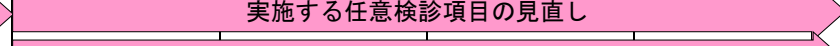
8	下水道事業の経営健全化	全国的にも少子高齢化が進む中、国としても持続可能なサービス提供に施策の重点が移ってきており、地方公営企業法を適用していない公共下水道事業・簡易水道事業については、地方公営企業法の適用をするよう地方自治体に要請があり、本市の下水道事業においても、令和2年度から地方公営企業法の全部を適用した。 本市の下水道事業は、公共下水道事業が5処理区、農業集落排水事業が26地区で整備を進めてきた。令和元年度末の整備率は公共下水道事業88.2%で、令和5年度までの整備完了を目指しており、農業集落排水事業は全地区で供用を開始している。 これまで多くの施設を整備してきたことから、多額の企業債残高を抱え、さらに今後、施設の老朽化による改修や更新に多額の費用が見込まれている。一方で、将来人口の減少や節水機器の普及もあり下水道使用料の増収が見込めない状況とあわせて、一般会計からの繰入も多いことから、経営の健全化が重要な課題となっている。 企業会計に移行したことに伴い、経営の見える化を図り、平成28年度に策定した中長期的な基本計画である「登米市下水道事業経営戦略」の改定を行う。 改定の内容は、今後の人口減少や節水動向などの需要予測と老朽化した施設の更新や統廃合、また、施設管理業務や浄化槽事業も検討に加え、将来必要となる事業量や必要経費を把握した上で、適切な使用料水準についても検討し、基準外の一般会計繰入金の削減に取り組む。							登米市下水道事業経営戦略 中長期にわたる経営健全化、安定的なサービスの提供	上下水道部 経営管理課
			・経営戦略の改定（投資・財政計画（下水道使用料見直しの検討も含む）	・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保	・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保	・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保	・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保			
			■令和6年度取組内容 ○下水道事業の健全な経営基盤を構築し、安定した下水道サービスの提供と使用者負担の適正化を図ることから、令和5年10月分から下水道使用料を改定した。改定した下水道使用料については、激変緩和措置期間を設け、令和5年10月分から令和6年9月分の使用料を平均改定率17%の値上げとし、令和6年10月分の使用料から平均改定率33%の値上げを行った。 ○経営基盤の強化：下水道使用料の改定については、公営企業として「下水道使用料による自立経営」を目指し、経費回収率（維持管理費）100%を目指した使用料改定とした。 ○令和5年度に作成した「登米市下水道事業施設統廃合計画」に基づき、施設の維持管理と改築コスト縮減を目的とした下水道施設の統廃合を推進していく。 ○下水道事業における事業経営の健全化、現状分析、将来予測を行い経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、経営戦略を策定しており、令和2年度からは地方公営企業法を適用し下水道経営に取り組み、様々な社会情勢の変化や法適用後の実績などを踏まえ、令和5年3月に経営戦略を改定した。					■令和6年度達成内容 ○下水道使用料の改定により令和6年10月分から平均改定率33%の値上げを実施		
■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成										
9	第三セクターの経営健全化と自立の促進	第三セクターは、行政と連携した地域振興や産業の活性化等を図ることを目的として、行政機能を補完・代行するなどの役割を果たしてきたが、独立した経営体である以上、事業運営の効率化による経営健全化や組織運営の活性化等に自主的・主体的に取り組む必要がある。 また、今後の方向性として市民ニーズや行政需要の高度化・多様化に伴って、公的関与の必要性が薄れてきた現状もあることから、公的関与を見直して法人経営の自立化を図るため、株式の民間譲渡などによる完全民営化に向けた取組を行う必要がある。平成23年2月に「第三セクターに係る今後の方向性について」報告書がまとめられており、法人の運営状況と公的関与のあり方等について点検評価するとともに、経営の抜本的な改善や民営化等について検討する。 （㈱なかだ農業開発公社、㈱いしこし、㈱とよま振興公社、㈱みやぎ東和開発公社の経営健全化と自立の促進）						各第三セクターの方向性の決定 各第三セクターに係る検討結果に基づく対応の実施	産業経済部 農政課 産業経済部 観光物産戦略課	
			・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検	・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検	・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検	・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検	・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検			
			■令和6年度取組内容 【㈱なかだ農業開発公社】 ○市が保有する300株のうち145株について、平成29年度に72株・3,600千円を、平成30年度に73株・3,650千円を公社に売却し、合わせて145株の売却が完了した。令和4年度から令和6年度までについては、譲渡に変動なし。 ○現時点での自社株化は難しいが、今後も経営安定を目指し、自社株としての取得も含め、民間譲渡を進める上で株式の高評価が得られるように経営改善を進めていく。 ○純利益 H30：△3,697千円 R1：6,179千円 R2：△633千円 R3：616千円 R4：△3,975千円 R5：1,376千円 R6：951千円 【㈱みやぎ東和開発公社】 ○道の駅林林館及び道の駅三滝堂の指定管理者として経営改善に努めた。平成24年度の一部市保有株式の民間譲渡以降は、譲渡に変動なし。 ○新規商品を充実させるなど改善に取り組んだ自主製造・販売部門が売上を伸ばしたが、最低賃金の大幅引き上げに伴う人件費の増加や、新札対応も踏まえたPOSレジの入れ替え、電子マネーの普及に伴う関連経費の増加により純利益が△11,514円の厳しい決算となった。 ・純利益：R2：△13,333千円、R3：△794千円、R4：△11,886千円、R5：△3,087千円、R6：△11,514千円 【㈱とよま振興公社】 ○市有株式の譲渡に努めたほか、とよま観光物産センターの指定管理者として経営改善に努めた。 ○観光客は増加傾向にあるがコロナ禍以前の水準には戻っておらず、人件費や水道光熱費等の高騰に加え修繕料の増加があったため、純損失額は減少したものの△610千円の決算となった。 ・市有株式：R1：180株、R2：180株、R3：100株（80株譲渡） ・純利益：R2：251千円、R3：892千円、R4：△7,850千円、R5：△3,593千円、R6：△610千円 【㈱いしこし】 ○累積損失の解消に向けて経営改善に努めて利益を計上したが、市保有株式の民間譲渡に変動無し。 ○キャラクターショーなど様々なイベント企画に取り組み、ゴールデンウィーク期間の好天に恵まれたこともあり、遊園地のリニューアルオープン後、最大の年間入場者数であった。17期連続の黒字決算で純利益2,399千円であったが、累積欠損金の解消には至らなかった。 ・純利益：R2：3,474千円、R3：155千円、R4：627千円、R5：184千円、R6：2,399千円							■令和6年度達成内容 ・㈱なかだ農業開発公社 ○経営改善に努め、自社株の出資方法について検討を行った。 ・㈱東和開発公社・㈱とよま振興公社・㈱いしこし ○経営の改善に努めたが、市保有株式の民間譲渡は進んでいない。
■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成										

②行政サービスの負担水準の適正化

・公共施設の施設使用料等の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局	
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
1 0 公共施設に係る施設使用料等の見直し	公共施設は、本来、受益者負担の原則の下、利用者からの施設使用料により運営されるべきものだが、本市の施設使用料については、長年にわたり据え置かれている。 また、減免制度についても適用範囲が広いほか、減免割合も大きい状況にある。 ・施設使用料の見直しの実施 ・改定サイクルのルール化 ・減免・減額制度の見直し							使用料・利用料の適正化 ・受益者負担の適正化を図る。 ・減免制度の見直しにより適正化・平準化を図る。	まちづくり推進部 まちづくり推進課
									
		・使用料等見直し方針案の策定 ・市民意見の聴取	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。			
		■令和6年度取組内容 ○前年度に議決を得た新たな施設使用料等及び減免制度の運用を開始した。 ○利用者及び各施設からの問い合わせ等に適宜対応した。 ○施設の利用実績を分析し、料金改正の影響や効果を検証した。 ○前年度の利用実績と比較して減免件数は減少（R5：37,235件 R6：31,747件）、料金収入は増加（R5：18,828千円 R6：22,550千円）していることから、受益者負担の適正化が図られた。 ○料金の改正により、受益者負担の適正化には一定程度の効果が得られたものの、利用者の負担が増加したこと等により施設の利用件数、利用人数は若干減少した。また、施設の維持管理経費についても増加傾向が見られることから、歳出削減効果の算出には更なる分析が必要である。					■令和6年度達成内容 ○令和6年4月から新使用料等及び減免制度の運用を開始し、受益者負担の適正化を図った。 ■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成		

・行政サービスの維持に係る負担の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7						
1 1 検診料の見直し	検（健）診は、生活習慣病等の予防と、疾病の早期発見による重症化予防を目的として実施しており、本市の受診率は、県内でも上位を推移している。 現在、本市では、一部の検診を除いて自己負担を徴収していないが、他の自治体は医療費と同程度の自己負担を徴収している。 公共サービスの適正化と財政の健全化を図るため、令和4年度から段階的に自己負担を徴収し、他の自治体と同水準の自己負担に向けて検討をしていく。 今後においても、国や近隣自治体の動向について情報収集を継続しながら、各種検診への自己負担や検査項目の必要性、受診率の向上及び市民の医療負担の軽減と財政健全化の観点から、総合的に検証を行っていく必要がある。 自己負担を徴収したことによる検診率への影響を検証するとともに、近隣自治体の検診実施状況の把握や、国におけるがん検診の指針等を注視しつつ、本市としての施策の重要度や財政的な見通しも含め、総合的に判断を行う。							検診料の適正化 ・検診料総額に占める自己負担割合 ・重症化予防による医療費の適正化 ・効果額119,672千円	市民生活部 健康推進課			
												
		・徴収に向けた調整	・自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・自己負担割合の検討 ・効果額18,773千円	・自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・自己負担割合の検討 ・効果額18,773千円	・自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・自己負担割合の検討 ・効果額41,063千円	・自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・自己負担割合の検討 ・効果額41,063千円						
		■令和6年度取組内容 ○一部の健診（検診）を除き、令和6年度から自己負担料を徴収した。なお、自己負担料は費用の3割程度としたが、令和6年度は激変緩和措置として半分の1.5割程度として徴収し、28,090千円の歳出削減効果があった。 ○現状の受診率を維持していく必要があるため、各種の受診率向上に係る対策の検討を実施した。 ○国におけるがん検診のあり方に関する検討会では、「科学的根拠に基づくがん検診の実施及びがん検診の精度管理」を検討しており、対象者について、最新の科学的根拠等により見直しする等との方向性であり、これらの状況を注視し、国の制度方針が変更される段階で、市の検診制度の見直しを検討する必要がある。 ○登米市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第二期）において、平成29年度までの特定健診受診率目標は65％、各種がん検診は50％としており、目標数値に達していないものはあるが、特定健診、各がん検診ともに県内では高い水準にある。一方、受診率は年々減少傾向にあり令和6年度は検診有料化などの影響もあり受診率が低下したと思われる。					■令和6年度達成内容 ○受益者負担の適正化を図るため、自己負担金を徴収 効果額：280,090千円 ○受診率向上に向けた取組の検討					
		■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成										
		登米市の受診率										
		令和2年度										
		令和3年度										
		令和4年度										
		令和5年度										
令和6年度												
特定												
胃がん												
子宮頸がん												
乳がん												
結核肺がん												
28.0%												
30.3%												
35.2%												
29.4%												
32.9%												
38.4%												
29.1%												
33.5%												
25.4%												
68.1%												
28.4%												
33.8%												
27.1%												
67.1%												
58.4%（暫定）												
24.9%												
31.1%												
24.9%												
64.3%												

1 2 し尿収集運搬処分手数料の見直し	し尿収集運搬業務委託料は経費の上昇に伴い、平成元年37.08円/10L(税込)から現在の72.6円/10L(税込)へと段階的に見直しを行っている。 一方、し尿収集運搬処分手数料は67円/10Lで、収集運搬業務委託費が上回っている状況にある。 安定したし尿収集運搬処理を行うため、受益者負担の観点から手数料の見直しを行う。	手数料の検討	手数料の改定、効果の検証					適切な受益者負担と、施設運営の財源確保 ・し尿収集運搬処分手数料の改定による歳入の増 ・効果額14,335千円	環境事業所 衛生センター
		・適正な利用者負担の検討と手数料の算定	・手数料の改定(R4.4) ・料金改定による増収 (効果額3,864千円)	・料金改定による増収 (効果額3,671千円)	・料金改定による増収 (効果額3,487千円)	・料金改定による増収 (効果額3,313千円)	■令和6年度取組内容 ○し尿処理に要する経費について、受益者負担の観点から手数料を改定し、財政負担の軽減を図った。 ○改定後の手数料は、125円/10Lとしていたが、令和5年10月から令和6年10月までの1年間については96円/10Lとする激変緩和措置を講じ市民生活への影響に配慮した。 ○手数料の額については、コスト等を基に算出しているが、計画時と比較して増額となったことから、目標値を大きく上回る実績となった。	■令和6年度達成内容 ○手数料改定（激変緩和措置終了に伴い令和6年10月から125円/10L） 効果額：78,887千円	
		■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成							

1 3 有機センターの利用負担の見直し	家畜排せつ物の有効利用と地域の生活環境保全等を目的に、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定（平成16年施行）され、畜産農家は、法に基づき家畜排せつ物管理施設の整備が義務付けられた。これに対応し、合併前の各町では、関係団体等の意見も踏まえ、平成13年度以降有機センターを建設し、運営を行ってきた。 有機センターは、畜産農家と耕種農家が連携強化、畜産による公害防止、有機センターで生産する良質堆肥の使用による地力改良及び地力増強など、循環型農業の形成を推進する拠点施設として稼働している。 建設から15年以上経過していることから、経年劣化による故障が多く、修理費が増加しており、修理期間による稼働停止に伴い利用も減少している。 6施設ある有機センターを集約し、運営を実施するための調整や整理を行うとともに、老朽化している設備等の大規模な修繕を行い、効率的な運営を図る。 その後、運営の検証と情報収集を継続しながら、健全な運営を検討し、利用料の見直しを行う。 近隣市町村の実施状況の把握を行うとともに、本市としての施策の重要度や財政的な見通しも含め、総合的に判断を行う。	施設の集約化による運営の実施						利用負担の適正化 ・集約化による利用率の変化 ・集約化（設備更新）による修繕の健全化 ・5年間の効果額 28,857千円 ※現段階の効果額は、指定管理料及び緊急修繕から推定	産業経済部 農政課
		健全な運営の検証	利用料の見直しと実施への調整						
		・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・近隣市町村の実施状況の調査（利用料の検討）効果額 4,213千円	・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・利用料の見直し、利用組合との協議 効果額 5,161千円	・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・利用料の見直し、利用組合との協議 効果額 5,161千円	・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・状況等を踏まえ適正運営の検証 効果額 7,161千円	・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・状況等を踏まえ適正運営の検証 効果額 7,161千円	■令和6年度取組内容 ○有機センターのメイン・サブ化による集約化により6施設をメイン4施設、サブ2施設に集約化し、効率的な運用を図るものとして、令和2年度から南方・迫有機センター、令和3年度から中田・石越有機センターの集約化に取り組み、維持管理経費の抑制を図っている。 ○令和6年度までに4施設の修繕工事を行う計画としていたが、中田・石越地区の事業遅延から、国及び県との協議により令和7年度まで計画延長をしたため、市内6施設が稼働した運営状況の評価ができていない。 ○物価高騰の影響による運営経費の増加のため、指定管理料が令和6年度の更新から大幅に増額しており効果額は減少している。		
■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成									

1 4 窓口証明手数料の見直し	窓口手数料については平成28年9月1日に住民票謄本300円を200円に、戸籍附票謄本300円を200円に改正し、他の証明書の金額に合わせた。本市の手数料は周辺自治体と比較して低く設定されており、消費税の引き上げを考慮しながら見直しを行う。 ・窓口証明書手数料の一部改正	手数料の調査、検討	窓口手数料の改定・効果の検証等					財源の確保 窓口手数料の一部改正による歳入の増 ・効果額3,124千円	市民生活部 市民生活課	
		・周辺自治体との比較を含む手数料の検討	・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・効果額781千円	・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・効果額781千円	・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・効果額781千円	・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・効果額781千円	■令和6年度取組内容 ○宮城県内の自治体の窓口手数料について調査を行った結果、住民票等の交付手数料を200円と設定しているのは本市を含め35団体中12団体であり、300円と設定しているのが22団体、350円と設定しているのが1団体であった。 ○受益者負担を基本としたコスト計算を行うとともに、県内の窓口手数料を参考とする検討を踏まえ、行政サービス利用に係る負担の公平性、および行政サービスの提供と受益者負担の適正化の観点から、令和6年度より窓口手数料を改定した。 ○改定後の窓口手数料は証明書1件あたり100円の歳入増加となり、目標値を上回ることができた。			■令和6年度達成内容 ○令和5年度に手数料条例を改正し、令和6年度から窓口手数料の改定を実施した。前年度より証明書の取扱件数は減少したが、年度目標額を上回る成果となった。 ○効果額 6,708千円
		■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成								

1 5 放課後児童クラブの負担金の見直し	県内の市町村のほとんどが放課後児童健全育成事業利用者負担の有料化を実施していることから、本市においても平成27年度に検討を行った結果、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型などの放課後児童対策の整備を優先的に実施するとともに子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、平成28年度からの利用料金徴収を見送った経緯があったが、公平性の確保と安定した財源確保の観点から令和5年度の実施に向け調整を行った。放課後児童対策の持続的な運営に向けた自主財源確保に取り組む。	徴収へ向けた調整	利用料金徴収				利用者負担金の適正化 放課後児童健全育成事業利用料の設定 効果額145,242千円	福祉事務所 子育て支援課	
		・徴収に向けた調整	・利用料金 38,154千円 ・登録児童数 954人 ・一時利用 2,000人	・利用料金 36,894千円 ・登録児童数 924人 ・一時利用 2,000人	・利用料金 35,710千円 ・登録児童数 895人 ・一時利用 2,000人	・利用料金 34,484千円 ・登録児童数 859人 ・一時利用 2,000人			
		■令和6年度取組内容 ○東和地区小学校の再編に併せて東和児童活動センターを東和総合支所内に整備し、放課後児童クラブの集約を行った。 ○令和6年4月から利用者負担金の徴収を開始した。 ○全ての小学校で放課後児童クラブを実施し、放課後子ども教室と一体的に実施することができた。 ○放課後子ども教室との調整を行い、全ての小学校で放課後児童クラブを実施することとなったことから、小学校によって異なる対応が改善され、一律に利用料を徴収できる環境が整った。							■令和6年度達成内容 ○放課後児童クラブ負担金の利用料金の徴収を開始した。 効果額：29,600千円
		■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成							
1 6 市民バス運賃の見直し	市民バスの運賃については、平成17年度から1乗車100円としており、この間に行われた二度にわたる消費税の値上げ時にも据え置きとなっていることから、安定した運賃収入の確保のために、運賃の見直しを行う必要がある。 ・市民バス運賃を100円から200円に見直し ・広報紙やホームページ等での市民バスの利用促進啓発 ・広報紙やホームページ、車内広告等による市民バスの維持経費の周知	市民バスの利用促進	運賃の見直し、維持経費の周知				市民バスの運賃収入増による委託料の削減 ■運賃収入増による委託料の削減額 (令和7年までの累計) 136,508千円	まちづくり推進部 市民協働課	
		・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）3,440千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円			
		■令和6年度取組内容 ○運賃見直しに向けた検討を行い、フリーパスの導入など新たな運賃体系による運行を令和6年度から開始した。 ○公共施設使用料等の見直しに合わせて令和6年度から運賃改定を実施したため、運賃収入額が増加した。 ○運賃改定を令和6年度から実施し運賃収入は増加した。しかしながら、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が激減して以降、徐々に回復傾向にはあるものの、コロナ禍前の利用状況に戻らないこと、人口減少、運賃改定による利用控えの影響もあることから目標を下回った。							■令和6年度達成内容 ○運賃の見直しを行った。 効果額：11,790千円
		■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成							

③公共インフラの適正な管理
・公共施設管理の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局	
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
1 7 公共施設等総合管理計画 個別計画の推進	市内の公共施設の多くは、昭和40年代後半から平成初期を中心に建設された施設であり、今後多くの施設が更新時期を迎えることから、多額の修繕費や建替・更新費用に対する財源の確保が必要となる。 一方で厳しい財政状況が続く中、少子高齢化の進展と人口減少に対応していくためには、既存施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する市民ニーズに適切に対応していく必要がある。 このような状況を踏まえ、「登米市公共施設等総合管理計画」を平成28年12月に策定し、行動計画に当たる施設分類別の「個別計画」を令和2年度に策定しており、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指すこととしている。建物公共施設について、平成27年度を基準年とし令和17年度までの20年間で25%の保有総延床面積の削減に努める。	個別計画の実施					■ R 3～R 7 削減面積合計 25,088㎡	総務部 総務課	
		計画の検証・見直し							
		5ヶ年目標 ・民間譲与等 △ 9,362.28㎡ ・除却 △13,612.81㎡ ・地域移管 △ 2,113.22㎡ ・合計 △25,088.31㎡							
		■令和6年度取組内容 ○建物公共施設について、平成27年度を基準とし令和17年度までに20年間で25%の保有総延床面積の削減に努める。 ○これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を進める。 ○保有延床面積の削減に向けて、建物公共施設を管理している所管課と調整し、計画を前倒しして除却を進めた施設がある一方で、地域の希望がなく移管が進まなかった施設や、条件整理が整わず除却を先送りした施設などもあり、達成率が低くなっている。					■令和6年度達成内容 ・民間譲与等 0㎡ ・除却等 △4,471.73㎡ ・地域移管 △ 9.92㎡ 削減面積計 △4,481.65㎡		
							■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成		

18 公共施設マネジメントの 確立	本市の公共施設は、築30年を超える施設が全体の36%を占め、さらに多くの施設が耐用年数を迎え、老朽化に直面することから、将来のまちづくりを念頭においた施設の必要性和公共施設のあり方について検討をしていく必要がある。 また、少子高齢化等の社会情勢の変化や多様な市民ニーズに対応し、本市のまちづくりを支える拠点施設の整備を行うため、効率的で効果的な活用ができるよう複合化、多機能化を原則とし、将来の財政状況を見据えた建築物総量の管理を行う必要がある。 併せて、建築物を更新する際は、イニシャルコスト、ランニングコスト、解体費までのライフサイクルコストを検証し、公共施設の管理を推進していく必要がある。建物公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努める。	個別計画の実施 計画の検証・見直し <table><tr><td>5ヶ年目標</td><td>・機能移転 ・多機能化 ・合計</td><td>6施設 12施設 18施設</td></tr></table>	5ヶ年目標	・機能移転 ・多機能化 ・合計	6施設 12施設 18施設	■R3～R7複合化、多機能化による削減数 合計18施設	総務部 総務課
		5ヶ年目標	・機能移転 ・多機能化 ・合計	6施設 12施設 18施設			
		■令和6年度取組内容	■令和6年度達成内容				
		○建物公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努める。	○複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努め所管課と調整を行った。				
		○これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を進める。					
○「公共施設等総合管理計画個別計画」に基づき、建物公共施設の複合化、多機能化に向けて所管課と調整を行う。							
	○建物公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努め所管課と調整を行った。	■令和6年度達成状況	B：取り組んだが、年度計画未達成				

・社会インフラ管理の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局	
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
1 9 公共工事の業務委託コストの削減	本市では、高度成長期に整備された道路や橋梁について、これまでの対症療法的な対応では修繕が短期間に集中して発生することが予測され、重い財政負担となることが懸念されることから、道路舗装や橋梁の延命化によるライフサイクルコストの削減や修繕時期の分散化による予算の平準化へ向けて、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取り組みが求められている。 限られた財源を有効に活用し、効率的な維持修繕を継続して行うため、公共工事発注に伴う経費節減への取組みが必要である。舗装補修工事の発注に伴う測量設計業務について、作業計画や現地踏査、縦横断測量や平板測量などを既存の道路台帳システム図面や航空写真などを活用することで簡素化し、業務委託にかかるコストの削減を図る。 小規模橋梁補修工事の発注に伴う設計業務について、既存の橋梁点検成果図面を活用し、設計積算についても実績を参考として構造規模別に標準化を図ることにより、設計委託にかかるコストの削減を図る。	公共工事の業務委託コスト削減の推進					公共工事の業務委託コスト削減の推進 ①測量設計業務を簡素化により担当者が行う。 ②設計積算の標準化を図り担当者が行う。 削減目標金額は計画事業費などにより各年度毎に算出	建設部 建設総務課	
		成果の検証・内容検							
		業務委託コストの削減 (21,100千円)	業務委託コストの削減 (8,700千円)	業務委託コストの削減 (5,100千円)	業務委託コストの削減 (5,100千円)	業務委託コストの削減 (5,100千円)			■令和6年度達成内容 ○効果額 18,992千円 (目標額に対して13,892千円超過)
		■令和6年度取組内容 ○建設工事等における費用対効果とコスト削減意識は、常に意識し事業推進しなければならないが、事業のあらゆる課程において職員のコスト削減に対する意識の定着化が図られてきている。 ○令和6年度は現道舗装事業における3箇年集中投資期間の最終年度であり21路線の整備を実施したことから、年度目標を超える達成状況となっている。 ○コスト削減については、組織的な取組により現場や個人レベルでのコスト意識は向上してきており、今後においては、ライフサイクルコストを重視した取り組みによるトータルコストでの削減を目指していく。 ○効果額の算定にあたっては、削減額として計算できるもので算定しているが、行動計画の具体的施策については貨幣換算が困難な案件も多いことから、時代の変化に合わせた実効性のある施策とするためには、実施可能な項目に絞ったリスト作成やわかりやすく算出が容易な成果指標の設定などについて、行動計画の見直しについて検討の必要がある。 ○取組効果額 ・令和6年度の見直し目標 5,100千円以上【内訳】工事の計画・設計等の見直し					■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成		
2 0 道路や橋梁の機能保全	本市では、高度成長期に整備された道路や橋梁について、これまでの対症療法的な対応では修繕が短期間に集中することが予測され、重い財政負担となることが懸念されることから、道路舗装や橋梁の延命化によるライフサイクルコストの削減や修繕時期の分散化による予算の平準化へ向けて、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取り組みが不可欠である。道路については、新設整備の抑制と予防保全による舗装の延命化などにより、維持修繕費用の削減を図る。 橋梁については、長大橋の長寿命化による維持修繕コスト削減とその他橋梁の集約化も含めた効率的な修繕による機能維持に努める。 急速に進展した三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備により広域道路のネットワークの強化が図られており、現在の交通体系の状況変化を踏まえて、今後の交通ネットワークの見直しを行い、効率的で効果的な事業実施に努める。	道路や橋梁の機能保全					-	建設部 建設総務課	
		■令和6年度取組内容 ○道路や橋梁の機能保全 道路については、新設整備の抑制と予防保全による舗装の延命化などにより、維持修繕費用の削減を図る。橋梁については、長大橋の長寿命化による維持修繕コスト削減とその他橋梁の集約化も含めた効率的な修繕による機能維持に努めた。 ○道路施設の延命化と橋梁施設の機能維持が効果的に行えるよう工夫しながら取組むことで、職員の維持管理経費の節減と業務低減への意識づけが図られた。					■令和6年度達成内容 ○道路や橋りょうの効率的な維持管理経費の節減と業務低減の意識づけが図られた。		
							■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成		

④ 税金・税外収入の確保
・財源の創出

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
2 1 公共施設等を活用した広告掲載の推進	これまで、広報印刷物、市ホームページを広告媒体として有効活用し、民間企業などの広告を有料で掲載する広告事業を行ってきた。 平成26年度から公用車を活用した広告事業を行っているが、自主財源の更なる創出を目指す上では、公共施設等を有効活用した新たな広告事業についても検討を進めていく必要がある。 公用車車両広告を引き続き実施するとともに、庁舎壁面広告、公共施設余剰地への広告看板の設置、広告付き玄関マット、ネーミングライツ、サポーター制度といった新たな広告媒体等の掘り起こしを行い、自主財源の創出に努める。	公用車車両広告の実施、掲載車両の見直し					■ R 3 ～ R 7 広告収入合計 6,145千円 ・ 公用車車両広告 576千円× 5 年＝2,880千円 ・ ネーミングライツ 2,765千円 ・ その他 100千円× 5 年＝500千円	総務部 総務課
		新たな広告媒体の掘り起こし、掲載の実施						
		R3目標効果額計676千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ その他 100千円	R4目標効果額計676千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ その他 100千円	R5目標効果額計676千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ その他 100千円	R6目標効果額計1,941千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ ネーミングライツ 1,265千円 ・ その他 100千円	R7目標効果額計2,176千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ ネーミングライツ 1,500千円 ・ その他 100千円		
		■令和6年度取組内容 ○ 広告掲載機会の提供による地域経済の活性化と市の財源確保に繋げるため、市内に事務所、店舗等を持つ個人、法人を対象に、市有財産である公用車を広告媒体とした有料広告事業を実施した。 ・ 対 象 車 両：軽自動車で概ね「年間走行距離が1万km以上」、「年間稼働日数が200日以上」の車両 ・ 広告掲載期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日（12か月） ・ 広告料（年額）：1台48,000円× 6 台＝288千円 ・ 対 目 標 額：288千円-576千円＝△288千円 ○ その他として、第1回までに決定していたネーミングライツパートナーに加えて、第2回目及び第3回目の募集を行い、新たに7施設のネーミングライツパートナーが決定し、計10施設にネーミングライツを導入した。 ・ 対象施設：①長沼フートピア公園、②迫中江中央公園、③迫図書館、④登米祝祭劇場（水の里ホール）、⑤登米総合体育館（とよま蔵ジウム）、⑥中田総合体育館（なかだアリーナ）、⑦中田球場、⑧迫体育館、⑨迫梅ノ木公園（梅ノ木グリーンパーク）、⑩豊里花の公園 ・ 愛 称：①長沼フートピア トヨタの丘公園、②エスファクトリー東北 中江公園、③迫図書館 白鳥ライブラリー・爽陽、④水の里ホール・Abebisou、⑤エスビー食品とよま蔵ジウム、⑥トライデントなかだアリーナ、⑦トライデントボールパーク、⑧オサベフーズ迫体育館、⑨オサベフーズ梅ノ木グリーンパーク、⑩只野組豊里花の公園 ・ 付与期間：①②令和5年8月1日から令和10年3月31日まで、③令和5年8月1日から令和9年3月31日まで、④⑥⑦令和6年5月1日から令和11年3月31日まで、⑤令和6年5月1日から令和10年3月31日まで、⑧⑨⑩令和7年1月6日から令和11年3月31日まで ・ 命名権料（R6年額）：①660千円、②385千円、③220千円、④1,008千円、⑤⑥605千円、⑦101千円、⑧165千円、⑨82千円、⑩55千円（※R6導入分は月割計算額）、計3,886千円 ・ 対目標額：3,886千円-1,365千円＝2,521千円 ○ ネーミングライツ事業では、募集施設の見直し及び新たな選定を行い、募集を行った。						
■令和6年度達成内容 ■実績：車両広告 288千円 ネーミングライツ 3,886千円 計 4,174千円 ■車両広告では、計画台数より6台少ない6台の掲載であった。 ネーミングライツについては、新たに7施設に導入し、計10施設となった。							■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成	
2 2 ふるさと応援寄附金等の推進	■平成27年度において、ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」に掲載し、インターネットからの申込とクレジット決済を導入したことにより、平成26年度比で件数は約39倍、金額は約17倍と飛躍的に増加した。 ■その後、「ふるさとチョイス」内での契約自治体数や返礼品数が急増したことにより、平成29年度においては、79,339千円まで落ち込んだが、平成30年度において「さとふる」と「楽天市場」に参入したことにより、122,382千円まで回復している。 ■令和元年度においては、3割以下の返礼品や地場産品の限定など統一した制度の中で、新たにスタートする競争元年であると言われており、こうした競争に対応していくためには、地域の魅力を「選ぶ」主体に適切に伝える工夫が重要となる。 ■こうしたことから、時代の変化に沿った返礼品の充実と並行し、“まちづくり”や“ヒト”にも共感をもっていただき、「寄附したい」、「応援したい」と思われるような仕組みづくりを進める必要があるとともに、更なる財源の確保に繋げるためには、企業版ふるさと納税及びガバメントクラウドファンディングについても推進していく必要がある。 ■本市のふるさと納税応援寄附金事業をより充実したものにするため、更なる制度の拡充を図っていく。 ・ 寄附者との継続的な繋がりを持つ取組の強化 ・ 返礼品の充実に向けた取組の強化 ・ 露出機会を高める取組の強化	ふるさと応援寄附金の促進					■寄附額の増収 577,695千円 ・ R 3 効果額＝目標額 250,000千円－R 1 実績 157,661千円 ・ R 4 効果額＝目標額 253,000千円－R 1 実績 157,661千円 ・ R 5 効果額＝目標額 278,000千円－R 1 実績 157,661千円 ・ R 6 効果額＝目標額 505,000千円－R 1 実績 157,661千円 ・ R 7 効果額＝目標額 505,000千円－R 1 実績 157,661千円 ■寄附件数の増 48,705件	まちづくり推進部 まちづくり推進課
		新たな寄附金制度（ガバメントクラウドファンディング等）の検討・導入						
		○R 1 実績対比 効果額92,339千円（3,493件） ・ ふるさと応援寄附金 250,000千円	○R 1 実績対比 効果額95,339千円（3,613件） ・ ふるさと応援寄附金 250,000千円 ・ GCF等 3,000千円	○R 1 実績対比 効果額120,339千円（4,613件） ・ ふるさと応援寄附金 275,000千円 ・ GCF等 3,000千円	○R 1 実績対比 効果額347,339千円（18,493件） ・ ふるさと応援寄附金 500,000千円 ・ GCF等 5,000千円	○R 1 実績対比 効果額347,339千円（18,493件） ・ ふるさと応援寄附金 500,000千円 ・ GCF等 5,000千円		
		■令和6年度取組内容 ○ ふるさと応援寄附金活用事例集の発行及びメールマガジンの配信により、寄附者との継続的なつながりの構築を行った。 ○ 登録事業者説明会や中間事業者との連携による市内事業者への働きかけを行うなど、新規返礼品の掘り起こしを行った。 ○ 企業版ふるさと納税の対象事業として4事業を掲げ募集を行った。 ○ 魅力的な新規返礼品の開拓や寄附者との継続的なつながりを持つ取組により、年度目標を達成した。寄附金額：741,222千円（寄附件数:34,736件） ○ 企業版ふるさと納税については、金融機関との連携による取組等の結果、11社から計3,500千円の寄附のほか、1社から1,000千円相当の物納による寄附があった。						
■令和6年度達成内容 ○ 効果額：583,561千円 基準年度（R元年度）に対して28,229件の増							■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成	

2 3 積立基金の運用による運用益の向上	本市では、積立基金の運用にあたっては、これまで安全性を担保する観点から、その多くを定期預金により運用してきた。一方、現下の経済情勢から、預金金利は低下の一途をたどり、現在の定期預金金利は、1年定期で0.002%～0.025%と非常に低い状況で、このため近年、本市での積立基金での運用益は非常に低い水準で推移している。 こうした金利環境の下で、一層の運用益の向上を図るためには、債券や株券など、より金利の高い金融商品によって運用する必要があるが、その一方で、運用上の安全性の確保、さらには原資となる基金活用を長期的に見通す必要がある。 令和元年度に基金運用上の課題である「資金の安全性の確保」、さらには「基金活用の長期的な見通し」などを踏まえ策定した「積立基金運用方針」を基に、毎年、基金運用計画を策定し、安全性の高い金融商品として公的機関が発行する債券を計画的に購入することで、積立基金運用による運用益の向上を図る。 また、債券購入に当たっては、金利情勢を注視し、有利な条件での債券購入を検討する。	金利情勢を踏まえたうえで「積立基金運用方針」に基づき債券を計画的に購入し運用益の向上を図る					積立基金を原資に安全性の高い債券を計画的に購入し、運用益の向上を図る。5年間の効果額20,000千円	会計課	
		金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（5億円程度） ※債券購入による運用益増加額 200万円	金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（5億円程度） ※債券購入による運用益増加額 300万円	金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（5億円程度） ※債券購入による運用益増加額 400万円	金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（5億円程度） ※債券購入による運用益増加額 500万円	金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る（5億円程度） ※債券購入による運用益増加額 600万円			
		■令和6年度取組内容 ○新規債券購入 1億円（1口） ○積立基金の運用に係る運用益を確保するため、債券を令和2年度に5億円購入し、それに係る利子が令和3年度より、毎年2,230千円得ることができる。また、令和3年度に2億円、令和4年度に1億円、令和5年度に1億円、令和6年度に1億円の債券を、いずれも計画値より高い利率の債券を購入したことで、更なる運用益を確保することができた。 ○積立基金を一括運用し、金利情勢を注視しながら、計画値よりも高い利率の債券を購入することで有効的な運用益の増に努めた。 ○マイナス金利政策解除により、普通預金・定期預金の金利が上昇し預金利子収入が増加したほか、歳入歳出現金が不足し定期預金を解約した解約利息が入った。							
■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成									
2 4 広報紙及びホームページへの広告掲載の推進	市の財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を推進する必要がある。広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を行う事業者を選定し、広告の掲載枠を売却する。	広報紙及びホームページ広告枠の売却					有料広告収入 広報紙：84.33千円×12カ月＝1,012千円 ホームページ：63.25千円×12カ月＝759千円 合計：1,771千円・効果額5年間合計8,855千円	総務部 市長公室	
		有料広告収入：1,771千円	有料広告収入：1,771千円	有料広告収入：1,771千円	有料広告収入：1,771千円	有料広告収入：1,771千円			
		■令和6年度取組内容 ○財源を確保するため、市広報紙、市公式ホームページへの広告掲載代理店を選定し、広告の掲載枠を売却した。 広告枠は一括で売却契約し、受託者が代理店として履行している。 ○市の資産を広告媒体として活用し、民間企業の広告を掲載することにより、財源の確保だけでなく、広告主への広告掲載機会を提供することにより地域経済の活性化につながる取り組みとなった。 ○広報紙は、A4版オールカラーで市内全世帯に配布するほか、道の駅・産直、商店、宿泊施設などに設置。市公式ホームページは、バナー広告を掲載するトップページのアクセス数が月平均47,365件（R6実績）であり、広告主は多くの対象に効果的な広告を行うことができる。							
■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成									
2 5 パソコンへの電子広告の導入	広告の掲示については、外向けの方法としてエレベータ扉、階段の登り面、自動ドア、カウンター下スペース、ガラス面などに表示することが想定される。さらには各支所等で議会中継を放映しているモニタの未使用時間にCMを放映、議会休憩中に放映などが考えられる。病院事業でも受付にモニタがあるので、同様の取組を行うことで広告収入の拡充が期待できる。	継続的な安定運営					パソコンに電子広告を掲載することで収入確保を図る	まちづくり推進部 DX推進室	
		電子公告メニューの拡充							
		電子広告件数の拡大							
■令和6年度取組内容 ○服務関係規程に抵触しない広告表示方法を検討 ⇒どのような表示方法を採用したとしても、勤務時間内に表示される可能性のある仕組み（PC起動時やPC起動中の指定時間）である場合は職務専念義務違反の可能性あり ○始業前や業務終了後、昼休み時間に表示する方法も考えられるが、広告表示されるPCの絶対数が少なくなりがちであり、広告価値に疑問が生じた。 ○職員に対する広告表示は職務専念義務との関係から実施困難なものと考えられる。					■令和6年度達成内容 ○広告表示方法の再検討が必要となった				
■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成									

2 6	市民バス広告掲載事業	平成23年度から市民バス利用環境改善事業により市で上屋の整備を行ったバス停のうち、壁面のある6カ所（最大掲載数15枠）のバス停については、バス利用者にとっての訴求力が高く、企業の広告を掲載するには有効なスペースとなっている。 ・事業者から応募された広告について、市で整備したバス停（6カ所）に掲載することで、広告料収入を確保する ・バス停への掲載料については、掲載1枠につき月額5,000円を基本とする。	市民バスの利用促進 車両広告の掲載・広告料収入の確保 ・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠） ・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠） ・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠） ・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠） ・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠） 420千円 ■広告掲載バス停数 6カ所 ■最大掲載数 15枠 ■掲載見込み数 7枠 ■広告掲載料収入 ×5年=2,100千円	まちづくり推進部 市民協働課
			■令和6年度取組内容 ○市ホームページ、広報及びコミュニティFMによる周知を行うとともに、掲載枠の拡大や市内事業者への一斉周知などにより、掲載箇所増加に努めた。 ○高校のバス停への申込みが多く、高校生を対象とした広告のニーズがあると考えられる。	
			■令和6年度達成内容 ○目標額：420千円 ○効果額：835千円（11枠） ○達成率：198.8%	
2 7	企業誘致の推進	・財政健全化に向け、歳出の抑制だけでなく歳入の増加につながる取組みによる財源の確保が必要である。 ・長沼第二工業団地及び登米インター工業団地への早期企業立地に向け、3年間集中的に誘致活動を強化 ・新規立地及び市内企業への支援強化による雇用創出	長沼第二工業団地及び登米インター工業団地への企業立地に向けての企業誘致活動 工業団地用地売却に向けての誘致活動強化期間 ・2社の新規企業立地 ・各税の収入増見込 法人市民税 130千円 固定資産税3,337千円 個人市民税2,629千円 合 計 6,096千円 ・2社の新規企業立地 ・各税の収入増見込 法人市民税 390千円 固定資産税9,034千円 個人市民税8,841千円 合 計18,265千円 ・各税の収入増見込 法人市民税 920千円 固定資産税48,763千円 個人市民税20,785千円 合 計 70,468千円 ・各税の収入増見込 法人市民税 1,480千円 固定資産税125,137千円 個人市民税 44,436千円 合 計 171,053千円 ・各税の収入増見込 法人市民税 1,480千円 固定資産税111,853千円 個人市民税 44,436千円 合 計 157,769千円	産業経済部 地域ビジネス支援課
			新規立地企業による税収（法人市民税、固定資産税及び個人市民税）増加の効果 効果額：423,651千円	
			■令和6年度取組内容 ○長沼第二工業団地へ新たな企業が立地したことにより、法人市民税や固定資産税が増加したことに加え、新規企業立地による雇用が創出されたことで個人市民税も増加した。 ○長沼第二工業団地に新規企業を誘致したことにより、法人市民税等の税収増加につながったが、目標値には至らなかったため、今後も積極的な誘致活動により、長沼第二工業団地への企業立地を推進する。	
	市保有財産の売却等		■令和6年度達成内容 ○工業団地への誘致企業に伴う効果額：5,600千円	
			■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成	

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
2 8 遊休財産の活用の促進	市有財産の利活用及び処分等については、平成29年3月に策定した登米市公有財産利活用基本方針に基づき、公有財産等調整委員会での審議を経たのち、遊休財産の売払い処分や貸付等を行っている。 遊休地の処分については、公共施設等総合管理計画個別計画の推進により、今後、除却対象施設など新たな遊休財産が発生することが想定されるため、積極的な貸付やインターネットを活用した売却などを推進する必要がある。現在、無償貸付している貸付地については、借主の理解を得ながら順次、有償貸付に切り替えを行うことで、税外収入の創出に繋げていく必要がある。遊休財産の洗い出しにより売却可能財産及び貸付可能財産の整理を行う。 売却可能財産については、境界確定等の条件整備をした後、インターネットなどによる一般競争入札の実施を行う。 貸付可能財産については、広報紙やホームページで広く周知を行い、積極的な貸付を行う。 無償貸付している貸付地については、更新時期が到来したものから、借主との協議の上、有償貸付に切り替え財源の創出に努める。	遊休財産の調査・洗出					■ R 3～R 7 の売却等目標合計 ・ 件数：19件 ・ 金額：36,522千円	総務部 総務課
		遊休財産の条件整備と利活用						
		遊休財産の貸付・売却						
		売却等件数 1 件 9,000千円	売却等件数 8 件 16,620千円	売却等件数 5 件 5,065千円	売却等件数 2 件 2,214千円	売却等件数 3 件 3,623千円		
		■令和6年度取組内容 ○公有財産等調整委員会を6回開催し、払下げ要望地の売却や、未利用地で貸付可能な財産を有償貸付ができるように努めた。 ○インターネット公有財産売却システムによるオークションを6回実施（石越町北郷地内1件、石越町南郷地内2件、津山町柳津地内1件、津山町横山地内3件、東和町錦織地内1件、登米町大字日根牛地内1件、豊里町上町裏地内1件、米山町中津山地内2件）したが、応募がなかった。 ○一般競争入札を3回実施し11件分の土地の公募を行い、そのうち4件落札となった。 ○順次売却に向けた条件整備（土地境界確定等）を行うとともに、安定した財源の確保に向けて遊休財産の売却を進めた。 ○インターネット公有財産売却システムの利用により、市内外を問わず全国の利用者が応札可能な状況を提供している。また、未落札物件については固定資産評価額等を確認し、地価の下落がある物件については売却価格の見直しを行った。 ○一般競争入札について、年度目標に掲げていた2件（米山町西野地内、米山町中津山地内）については、他の物件の条件整備を優先したことにより公募を行わなかった。 ○インターネット公有財産売却システムにより、随時入札を実施しているが、市中心部の物件はなく、郊外の物件のためか応札がない状況となっている。 ○単独利用が困難な土地などについて、要望者がある場合は積極的に払下げを行っており、令和6年度は土地15件、9,261千円の売却となっている。						
■令和6年度達成内容 ○売却物件 4 件 ○売却金額 27,509千円								
■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成								

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
2 9 市税等の収納率向上	長引く景気の低迷や消費増税、東日本大震災などにより納付の困難な状態が続いてきたが、これまでの市税等徴収率向上計画を着実に実行してきたことで、収納率は確実に上昇しているが、現年収納率が低いため、滞納繰越額の大幅な圧縮は難しい状況となっている。 このため、滞納繰越分の圧縮を図るためには、現年度分の徴収強化策（早期納付勧奨や特別催告等）による新規滞納の抑制と並行して、滞納繰越分に対する滞納処分（財産調査による差押えや捜索、不動産公売等の実施）の更なる強化に取り組む必要がある。第1次市税等徴収率向上計画（平成21～23年度）、第2次市税等徴収率向上計画（平成24～26年度）、第3次市税等徴収率向上計画（平成27～29年度）、第4次市税等収納向上計画（平成30～令和2年度）、今後も令和3年度から令和5年度までは、第5次市税等収納向上計画、令和5年度に第6次市税等収納向上計画を策定し、令和6年度から第6次市税等収納向上計画に基づき現年度分の徴収強化を行い、滞納繰越額の圧縮をしながら引き続き自主財源の確保に努める。	第5次計画の推進 第6次計画の策定					■現年度収入の増額 66,397千円 ■滞納繰越額の減額 7,129千円 ・現年分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率98.34%） ・滞繰分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率25.79%）	総務部税務課
		・現年：98.35% R1増減額：1,207千円 ・滞繰：25.85% R1増減額：535千円	・現年：98.40% R1増減額：7,243千円 ・滞繰：25.90% R1増減額：980千円	・現年：98.45% R1増減額：13,279千円 ・滞繰：25.95% R1増減額：1,426千円	・現年：98.50% R1増減額：19,316千円 ・滞繰：26.00% R1増減額：1,871千円	・現年：98.55% R1増減額：25,352千円 ・滞繰：26.05% R1増減額：2,317千円		
		■令和6年度取組内容 ○滞納整理に関する職員のスキルアップを図るための各種研修への参加、県地方税滞納整理機構への派遣経験職員等の知識、理論、技術を習得することで収納率の向上に努めた。 ○現年度分の徴収強化による滞納繰越金額の縮減のため、徹底した財産調査や処分執行とともに、令和3年度に策定した滞納処分の執行停止基準に基づき債権の適正な管理に努めた。 ○滞納整理におけるノウハウを習得し、職員各々が折衝、調査、処分、処分の停止等を適切に見極め実践することで、納税意識の醸成及び新たな滞納の抑止に努めた。 ○納付困難な滞納者には、新たな滞納金額を増やさないよう現年度分優先で納付に取り組んだ結果、現年度分については目標を上回る結果となったが、滞納繰越分については、資力回復を優先に取り組んだこと、物価高騰などの影響もあり目標を下回る結果となった。					■令和6年度達成内容 ○現年：調定額12,016,669千円×（98.56%-98.34%）＝26,437千円 ○滞繰：調定額 593,523千円×（22.81%-25.79%）＝△17,687千円	
		■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成						
3 0 住宅使用料の収納率向上	景気低迷や消費税増税により市民の経済状態に大きな影響がある中、公営住宅行政には住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットの構築が求められている。 文書催告や訪問催告を行うことで収納率は回復傾向にあるが、現年度の収入未済額が滞納繰越分の収入額を上回り、未納住宅使用料の大幅な圧縮には至っていない。 今後は、未納住宅使用料の圧縮に向けて、嘱託徴収員による未納者への継続的なアプローチと適切な状況把握を行うとともに、悪質な滞納者に対しては税務課への移管並びに催告主義から申立て（民事執行）主義の滞納整理への切り替えを行い、納付者との公平・公正性の確保を図る必要がある。	随時催告、訪問徴収の実施による未納住宅使用料の圧縮					■現年度収入の増額 累計2,561千円 ・市営住宅 1,886千円 ・定住促進住宅 675千円 ■滞納繰越の減額 累計 217千円 ・市営住宅 119千円 ・定住促進住宅 98千円 ・現年分：R 1 調定×（各年度目標収納率－R 1 収納率市営住宅95.30% 定住促進住宅97.71%） ・滞繰分：R 1 調定×（各年度目標収納率－R 1 収納率市営住宅17.75% 定住促進住宅14.97%）	建設部 住宅都市整備課
		・現年 市営住宅：95.50% R 1 増減額：290千円 定住促進住宅：97.85% R 1 増減額：105千円 ・滞繰 市営住宅：17.80% R 1 増減額：17千円 定住促進住宅：15.20% R 1 増減額：18千円	・現年 市営住宅：95.53% R 1 増減額：334千円 定住促進住宅：97.87% R 1 増減額：120千円 ・滞繰 市営住宅：17.81% R 1 増減額：20千円 定住促進住宅：15.21% R 1 増減額：19千円	・現年 市営住宅：95.56% R 1 増減額：377千円 定住促進住宅：97.89% R 1 増減額：135千円 ・滞繰 市営住宅：17.82% R 1 増減額：24千円 定住促進住宅：15.22% R 1 増減額：20千円	・現年 市営住宅：95.59% R 1 増減額：421千円 定住促進住宅：97.91% R 1 増減額：150千円 ・滞繰 市営住宅：17.83% R 1 増減額：27千円 定住促進住宅：15.23% R 1 増減額：20千円	・現年 市営住宅：95.62% R 1 増減額：464千円 定住促進住宅：97.93% R 1 増減額：165千円 ・滞繰 市営住宅：17.84% R 1 増減額：31千円 定住促進住宅：15.24% R 1 増減額：21千円		
		■令和6年度取組内容 ○滞納初期段階で電話催告及び文書催告、訪問徴収を実施し、新規滞納を抑制し現年度の収納率が向上した。また、長期高額滞納者へは住宅明け渡しを含めた折衝、連帯保証人への通知などを実施し、一括または分割での納付により収納率が向上した。 ○目標が達成できなかった市営住宅の過年度については、督促状・催告書の送付、電話催告及び臨戸訪問催告の実施、連帯保証人への協力依頼及び債務履行要請等により納付意識の向上を図り、前年比で収納率は向上している。しかし、低所得世帯において生活困窮等の要因により納付の履行が遅延し、目標の達成ができなかったと考えられる。 ○目標を達成した市営住宅の現年度は、新規滞納者の抑制に務めたことにより達成できたと考えられる。また、定住促進住宅の現年度及び過年度は、入居者の所得が一定以上あるため催告及び折衝が効果を発揮し達成できたと考えられる。 ○コンビニ納付の周知による納付機会の拡充、督促状・催告書の送付、電話催告及び臨戸訪問催告の実施、連帯保証人への協力依頼及び債務履行要請を行った。					■令和6年度達成内容 ○現年 ・市営：2,538千円増収 ・定住：934千円増収 ○滞繰 ・市営：270千円減収 ・定住：389千円増収 (年度合計 3,591千円増収) (年度目標 618千円増収)	
		【令和6年度実績】 市営住宅現年度 97.32%（実績値）－95.59%（目標値）＝1.73% 定住促進住宅現年度 99.29%（実績値）－97.91%（目標値）＝1.38% 市営住宅過年度 16.99%（実績値）－17.83%（目標値）＝-0.84% 定住促進住宅過年度 20.17%（実績値）－15.23%（目標値）＝4.94%					■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成	

3 1 学校給食費の収納率向上	学校給食費の滞納額は、平成30年度で28,292千円（現年度分3,969千円、滞納繰越分24,323千円）となっている。滞納者に文書や電話での催告に加え、徴収嘱託員を2名（令和2年度から1名）配置して専門的に訪問による滞納給食費の徴収に努めているが、景気低迷や消費増税等により経済的に影響を受けている保護者もあり、滞納額はいまだ28,000千円を超える状態にある。 滞納繰越分が拡大しないよう、特に現年度分の収納率の向上に努めていく必要がある。							
		随時催告、訪問徴収の実施による未納学校給食費の圧縮						
		・ 現年：98.86% R1増減額：685千円 ・ 滞繰：15.02% R1増減額：8千円	・ 現年：98.87% R1増減額：713千円 ・ 滞繰：15.04% R1増減額：14千円	・ 現年：98.88% R1増減額：740千円 ・ 滞繰：15.06% R1増減額：20千円	・ 現年：98.89% R1増減額：768千円 ・ 滞繰：15.08% R1増減額：25千円	・ 現年：98.90% R1増減額：795千円 ・ 滞繰：15.10% R1増減額：31千円	・ 現年度収入の増額 3,701千円 ・ 滞納繰越の減額 98千円 現年分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率 98.61%） ・ 滞繰分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率 14.99%）	
■令和6年度取組内容 ○徴収嘱託員1名を配置し、過年度分及び現年度分未納者への訪問徴収を行った。 ○6月、9月、3月に、学校教育課、給食センター、徴収嘱託員が連携した重点行動を実施した。 ○子育て支援課との連携による児童手当からの徴収を実施した。なお、児童手当からの徴収に当たっては、保護者へ丁寧な説明を行った。 ○未納者への訪問徴収を実施しているが、訪問しても対象者に会えず、徴収できないケースが増加した。 ○過年度分は未納者への交渉を継続し、分納誓約書に基づき毎月の納付が増えたことにより未納額削減に効果があった。 ○徴収嘱託員の継続的な訪問徴収が未納額削減に効果があった。 ○現年度分、過年度分ともに児童手当からの徴収を推進したことで未納額削減の効果があつた。						■令和6年度達成内容 ○現年：調定額 277,362千円× (98.63%-98.61%)=55千円 ○滞繰：調定額 33,477千円× (18.76%-14.99%)=1,262千円 ■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成		
教育委員会 西部学校給食センター								

（2）行政運営の効率化

- ①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築
- ・ 行政組織の効率化と職員の育成

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
3 2 時代に相応しい行政組織への見直し	組織機構については、これまで出張所の廃止や課の整理統合など、行政需要に合わせ順次見直しを行い、合併当初5部58課であった市長部局の組織は、平成27年4月には5部33課3室、令和2年4月現在には5部30課1室となっている。 これからも、登米市まちづくり基本条例で規定する「市民が主体のまちづくり」、「住み良い地域社会の実現」を目指すため、第二次登米市総合計画の基本理念である協働による登米市の持続的な発展を踏まえ、市民協働による地域づくりを推進するとともに、市民にとって分かり易く、親しみ易い組織体制づくりが必要であり、更なる組織体制の簡素・効率化を進め、市民の利便性の向上と、市民と行政が共に公共サービスを担っていく仕組みづくりを構築することが必要である。						市民にとって分かり易く、親しみ易い組織づくりを図るとともに、市民との協働による地域づくりを推進する組織体制を構築する。	総務部 人事課
		市民の利便性の向上と効率的で実効性のある行政組織への見直し						
		・類似業務の整理・統合や政策立案体制の充実を図るとともに、本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。	・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。	・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。	・本庁組織の業務改善及び総合支所の在り方を検討する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。	・本庁組織の業務改善及び総合支所の在り方を見直す。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。		
		■令和6年度取組内容 ○「第二次登米市総合計画」の重点戦略及び「登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を目指す組織体制とするため、複雑化・多様化する行政課題への対応や類似・重複する事務・事業の一元化を通して、市民サービスの向上及び組織の最適化を目指し、組織改編について関係部署と協議を行った。 ○市民ニーズに応えられる柔軟で機動的かつ効率的な組織体制の構築を目指し、令和6年4月1日付けで組織改編を行った。主な内容としては、総務部では、市民の市政への参画を促し、意見等を施策及び事業に反映するため、市長公室に「広報広聴係」を設置した。まちづくり推進部では、より効率的な行財政運営を図るため、総務部から「財政経営課」を移管し、各計画と行財政運営を一体的に進めることとした。市民生活部では、災害廃棄物の迅速な処理を円滑に行うため、環境事業所に「廃棄物対策課」を設置した。福祉事務所では、妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行うため、子育て支援課に「こども家庭センター」を設置した。産業経済部では、食と観光の連携強化により本市を市内外に売り込むため「観光物産戦略課」を設置した。建設部では、今後予定される大規模事業への対応や業務の機能強化・効率化を図るため「建築営繕課」を設置した。教育委員会では、芸術文化及び登米祝祭劇場に関する業務を集約し、担当する「文化財文化振興室」を「文化財文化振興課」に格上げし、芸術文化振興を所掌する体制を明確にするなど、組織体制の充実強化を図った。						
		■令和6年度達成内容 ■行政組織の改編実施					■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成	

3 5 職員研修の充実	少子・高齢化や高度情報化等により、市民にとってより身近な行政機関である市役所の果たす役割は年々変化しており、市役所に対する市民からの期待や要望は多様化している。また、職員数の削減に伴い、一人の職員が担う役割や負担が増加傾向にあるとともに、社会経済情勢や多様な情報手段の進展により、職員はこれまで以上に高い倫理観を持ち、適正かつ的確に職務を遂行する事が求められている。 これらに対応するため、本市では、これまでも適切な人員確保や専門的人員の育成に努めてきたところであるが、厳しさを増す財政状況の中、組織の簡素化や業務効率の向上を図ることが急務となっている。 そのため、職員が前例やこれまでの慣習にとらわれず、成果重視の行政サービスを追求し、行政課題に的確に対応した政策立案能力や業務遂行能力を身に付けるとともに、その使命を全うするための倫理保持について、これまでを改め強く推進する必要がある。	自立行動型職員の育成に向けた研修の充実					計画的な研修実施による人材の育成 常に現状を見つめ直す「自律行動型」職員の育成を図るため、登米市人材育成基本方針に基づいた研修計画を毎年度策定し、計画に沿った内容の研修を実施する。	総務部 人事課
		・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施	・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施	・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施	・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施	・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施		
		■令和6年度取組内容 【他機関主催研修】（受講者・派遣者数） 宮城県市町村職員研修所階層別研修・専門研修等（173人）、派遣研修（7人）＜宮城県：3人、自治大学校：1人、東北自治研修所：1人、市町村アカデミー：2人＞ 【登米市主催研修】（受講者数） 新規採用職員研修（40人）、人事評価（評価者）研修（115人）、OJT研修（51人）、コミュニケーション研修（226人）、メンタルヘルスケア（ラインケア）研修（70人）、広域行政圏市町村職員等研修（92人） ○市主催の研修として新規採用職員研修のほか、新人職員・若手職員の早期育成を図るための係長級職員を対象としたOJT研修の実施、主事、主査等職員を対象とした、職場内の信頼関係構築やチームワークの向上など職務を円滑に遂行するために必要となる知識や技能を習得するコミュニケーション研修の実施に加え、試行実施している人事評価制度の本格実施に向け、評価者となる管理職員が制度の適正な運用を図るための人事評価（評価者）研修を実施するなど、行政を取り巻く社会情勢・環境に対応した研修を実施した。 ○これまでも複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる強い責任感と高い倫理意識を持った人材を計画的・総合的に育成していくため、職員研修実施計画に基づき階層別研修、専門研修等を実施しているところであるが、引き続き社会情勢・環境を的確に捉えた効率的で効果的な研修を実施していく必要がある。						
		■令和6年度達成内容 ○職員研修実施計画に基づき、職場研修及び職場外研修を実施するとともに、国・県等への研修派遣を実施し、職員の資質向上と能力開発を図った。						
■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成								

・人件費等の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
3 6 職員人件費の削減	行政サービスの向上と経費削減の両立を図るため、指定管理者制度の活用や民間事業者等への委託、民営化への転換など民間活力の活用を促進し、これまでも相当数の職員を削減したところであるが、更なる将来の財政規模の縮小に踏み込む必要があることから、人件費の削減についても不可避とし、最小限の人員で多様な行政課題に対応していかなければならない。 こうした財政規模に見合った行財政構造への転換が迫られていることから、選択と集中による業務の抜本的な見直しを行うとともに、簡素で効率的な組織体制の再構築を図り、職員人件費の削減に繋げる必要がある。 なお、公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い導入された再任用制度においては、再任用の希望に応じる必要があることから、適正な定員管理及び職員配置に特に努める必要がある。	計画的な人件費の削減					実施計画期間内におけるの削減目標額の達成 ■定員適正化計画に基づく計画的な人件費の削減 ・令和3年度～令和7年度までの削減額 810,000千円	総務部 人事課
		第4次登米市定員適正化計画(R3～R7)						
		・人件費見込： 5,600,000千円 ※R元増減額： △90,000千円	人件費見込： 5,560,000千円 ※R元増減額： △130,000千円	・人件費見込： 5,540,000千円 ※R元増減額： △150,000千円	・人件費見込： 5,490,000千円 ※R元増減額： △200,000千円	・人件費見込： 5,450,000千円 ※R元増減額： △240,000千円		
		■令和6年度取組内容 ○第4次定員適正化計画に基づき、適正な定員管理及び職員配置、効果的で実効性の高い組織機構の改編により、人件費の抑制を図った。 ○職員人件費の削減により、財政健全化に一定の効果を得られた。 ○令和元年度と比較して392,000千円の削減となった。これは、年度別定員管理で見込んでいない自己都合や勧奨による退職者の増加によるものである。					■令和6年度達成内容 ○消防費を除く一般会計及び特別会計の見込 総額：5,298,000千円－5,690,000千円 =392,000千円削減	
							■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成	

②スマート行政の推進

・ICTの導入による業務効率化の推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
3 7 R P AやA Iなどの新しい技術の導入推進	これまで行政システムの多くは、主に基幹的な業務に導入され、業務の作業量や優先順位、コストが見合わないなどの観点からシステム化が見送られてきた業務もある。R P A（ソフトウェア型ロボットによる業務の自動化）はこうしたシステム化が見送られてきた手作業の業務プロセスを、比較的低コストかつ短期間で導入できるという特徴がある。 また、A I（人工知能）は、機械が自ら感知・理解・行動し学習していくことを可能にする技術で、A I－O C RやA Iチャットボットなど、実用化に向け実証実験が行われているツールがあり、今後も安定した行政サービスを維持していくうえでA Iの活用が必要となっている。 一定のルールで行われる検索や膨大なデータ入力といった作業を、いかに正確に効率的に行うかが業務時間削減の課題となっている。	RPAの運用 AIの実証実験・効果検証 AIの導入・効果検証 PDCAサイクルによる運用の見直し ・R P Aの運用と効果の測定 ・R P Aの運用と効果測定 ・R P Aの運用と効果測定 ・A I ツールの実証実験 1 回 ・R P Aの運用と効果測定 ・A I ツールの実証実験 1 回 ・R P Aの運用と効果測定 ・A I ツールの実証実験 1 回 ・効果的なA I ツールの導入 1 件					R P Aによる業務プロセスを自動化することで、業務時間の削減と、業務処理の正確性を向上させる。 A I ツールの実証実験数 年 1 回 効果的なA I ツール導入 最終年までに 1 件	まちづくり推進部 D X推進室
		■令和 6 年度取組内容 ○R P Aによる業務の効率化の推進については、令和元年度から令和 3 年度の 3 年間の取組として実施してきたところだが、費用対効果が見込めない等の理由から令和 4、5 年度は未実施。現在、宮城県で共同利用可能な R P Aツールの導入を検討しており、情報収集を継続する。 ○A I 会議録システムの活用について実証実験を行い、効果を実証できたことから、引き続きシステムを利用していくこととした。 ○会議録作成システムの導入による効果は、会議録作成時間（7077.76時間※①）に会議録作成時間の削減率（42.8%※②）を乗じた削減時間（3029.28時間）に、時間あたりの職員人件費（1,860円※③）を乗じた削減費用（5,634,460円）から、本システムの利用料（2,402,400円※④）を除いた額（3,232,060円）と推計。 算式：①×②×③－④＝3,232,060円 ○令和 5 年度より、新たに生成型A I（chatGPT）の実証実験を開始したが、令和 6 年10月以降、検証範囲を約30アカウントから100アカウントに拡大した。					■令和 6 年度達成内容 ○A I 会議録システムおよび生成型A I システムの実証実験の実現	
							■令和 6 年度達成状況 S：年度計画を超えた達成	
3 8 I C Tを活用した効率的な業務運営の推進	本市は合併以来、3 本庁 9 支所の体制を維持し、機能を分散する形で業務が行われてきた。機能の分散は、庁舎間移動に多くの時間が割かれるなど非効率な面があることから、I C Tを活用して効率的に業務が行えるように取組む。 庁舎のWi-Fi化を図り、パソコンをノートパソコンに転換することにより、庁舎内での端末移動を可能にし、会議や打合せ等での紙資料配布を省略する。 会議室等に大型モニターやプロジェクターを設置し、資料をモニター等に表示することで紙ベース資料を廃止する。	Wi-Fi化の拡充 ペーパーレス会議の拡充 テレワークの検討 テレワークの実証実験 可能な部署でのテレワーク導入 ・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの検討 ・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実証実験と効果測定 ・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実証実験と効果測定 ・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実施 ・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実施					大型モニターを活用したペーパーレス会議の開催 テレワークの検討・実証試験・効果測定	まちづくり推進部 D X推進室
		■令和 6 年度取組内容 ○内部情報系 P C 更新（約500台）にあたり持ち運びやすい14インチサイズのノート型 P C に更新した。 ○希望があった部局に打合せ等に利用できるように小型モニター（20inch）を設置した。 ○ペーパーレス会議実施マニュアルを策定し周知した。 ○情報系端末を持ち運びやすいノート型 P C に更新することで紙資料を持参せずに会議等へ参加することができるようになった。 ○小型モニターの配布により、課内や係内の打合せをペーパーレスで行えるようになった。 ○ペーパーレス会議実施マニュアルを周知することでペーパーレス会議の実施方法を浸透させた。					■令和 6 年度達成内容 ○ペーパーレス会議の推進 ○ノートパソコンへの更新	
							■令和 6 年度達成状況 A：年度計画どおりの達成	

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
3 9 コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進	市民の就業時間や生活スタイルは多様化している。市役所までのアクセスが不便、平日の日中に休みが取得できない、遠隔地に滞在しているなど住民票の写しや印鑑登録証明書、税証明書の取得のため開庁時間内に来庁できない方への対応策として、現在、電話予約や郵便請求により諸証明を交付している。 しかし、開庁時間内に電話予約を入れたり郵便請求の手続も大変繁雑であり、来庁せず日曜祝日も即時に証明書等を取得できる交付方法を検討し、推進しているが、コンビニ交付に必要な個人番号カードの普及率が低調である。令和元年に「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の政府決定により、令和4年度までにほとんどの住民が個人番号カードを保有することとなり保持者が増加すれば連動してコンビニでの証明書交付も増加すると見込まれる。 円滑なカード取得のための環境を整える必要と、さらなる利用環境の整備が必要となる。						個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付をH28. 9. 1から開始した。コンビニ交付を推進するため、個人番号カード保持者の増加を図る。円滑化計画により R5年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するとして本市では年間 23, 400枚の交付を指標とする。	市民生活部 市民生活課
		個人番号カード交付(H28. 1月～)						
		■個人番号カード交付 ・月1, 950枚× 12ヶ月＝23, 400枚 (累計23, 400枚)	■個人番号カード交付 ・月1, 950枚× 12ヶ月＝23, 400枚 (累計46, 800枚)	■個人番号カード交付 ・月1, 950枚× 12ヶ月＝23, 400枚 (累計70, 200枚) ※H27～R5 累計78, 200枚	■個人番号カード交付 ■電子証明書更新	■個人番号カード交付 ■電子証明書更新	■令和6年度達成内容 ○年度実績 申請:7, 466件（前年度 4, 701件） 交付:6, 813件（前年度13, 974件） ○交付累計計画値78, 200枚に対し58, 602枚の交付で74. 94%の達成率であった。	
		■令和6年度取組内容 ○開庁時間に個人番号カードを受領出来ない方へ平日の時間外交付や休日交付の実施した。 ○個人番号カードの利便性周知のためホームページや広報誌での広報啓発をはじめ、総合支所にパンフレットやリーフレット及びポケットティッシュの設置、令和7年二十歳の集いにおいて新成人に対しリーフレットを配布した。 ○交付申請を支援するため、申請サポート（写真撮影無料）を毎月開催(月4回)するとともに、県の申請サポート事業も活用し支援に努めた。 ○公民館、市民病院などにおいて出張申請サポートを実施し、積極的に申請機会の確保に努めた。 ○目標値には達成しなかったものの、人口に対する交付率は79. 91%に増加（前年比10. 67%増）した。						

③経費の節約、業務の効率化の推進

・経費の節約等

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
4 0 公用車の購入経費・維持管理経費の削減	「登米市地球温暖化対策率先実行計画」で定める温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的取組や、導入に係る財源の有効活用及び維持経費の低減のため、一般の事務事業の用途に応じ、電気自動車等（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV））を優先に導入する。 一般の事務事業に使用する車輛については、導入経費並びに維持経費が低く抑えられる軽自動車貨物タイプの車輛を導入し、購入費及び維持管理経費の削減を図っていく。						小型自動車から軽自動車及び軽EVへの切換え ■普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切換え ■軽自動車：ガソリン車からEVへの切換え ■普通自動車：HVからPHEVへの切換え 補助金や起債等の活用も含め、購入額（インシャルコスト）に占める一般財源の縮減及び維持管理費の削減を図る。 ※購入額には、充電設備の設置費を含む。 ※維持管理費には、充電に要する電気料を含む。 ※起債については、交付税算入を除く一般財源で算出 【概要】 ■小型自動車：軽自動車及び軽EVへの切換え ○→軽自動車（5台） ・効果額（購入額）：5,405千円（1,081千円/台） ・効果額（維持費）：798千円（42千円/台・年） ○→軽EV（5台） ・効果額（購入額）：4,000千円（800千円/台） ・効果額（維持費）：348千円（58千円/台・年） ■普通ハイブリッド車：小型ハイブリッド車への切換え（4台） ・効果額（購入額）：3,200千円（800千円/台） ■普通自動車：HVからPHEVへの切換え（4台） ・効果額（購入額）：8,000千円（2,000千円/台） ■軽自動車：ガソリン車からEVへの切換え（15台） ・効果額（維持費）：943千円（41千円/台・年） 【各年度目標効果額（5年総額：22,694千円）】 ○R3：2,246千円（購入2,162千円、維持84千円） ○R4：3,284千円（購入3,200千円、維持84千円） ○R5：3,453千円（購入3,243千円、維持210千円） ○R6：9,396千円（購入8,800千円、維持596千円） ○R7：4,315千円（購入3,200千円、維持1,115千円）	総務部 総務課
		公用車の購入経費・維持管理経費の削減						
		■R3目標効果額計 2,246千円 (購入額) インシャルコストの削減 (一般財源ベース) ・小型自動車から軽自動車への切換え 2台 2,162千円 (維持管理費) ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 2台 84千円	■R4目標効果額計 3,284千円 (購入額) インシャルコストに占める一般財源の削減 ・普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切換え 4台 3,200千円 (維持管理費) ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 2台 84千円	■R5目標効果額計 3,453千円 (購入額) インシャルコストに占める一般財源の削減 ・小型自動車から軽自動車への切換え 3台 3,243千円 (維持管理費) ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 5台 210千円	■R6目標効果額計 9,396千円 (購入額) インシャルコストに占める一般財源の削減 ・普通車→PHEV 4台 8,000千円 ・小型自動車→軽EV 1台 800千円 (維持管理費) ○切り替えによる維持管理費の削減 ・小型車→軽自動車 5台 210千円 ・小型車→軽EV 1台 58千円 ・軽自動車→EV 8台 328千円	■R7目標効果額計 4,315千円 (購入額) インシャルコストに占める一般財源の削減 ・小型自動車→軽EV 4台 3,200千円 (維持管理費) ○切り替えによる維持管理費の削減 ・小型車→軽自動車 5台 210千円 ・小型車→軽EV 5台 290千円 ・軽自動車→EV 15台 615千円		
■令和6年度取組内容 ○15台（購入13台、寄付2台）の公用車を更新し、うち4台を普通HVからPHEVへ、3台を小型自動車から軽EVへ、6台を軽自動車から軽EVへ、1台を小型自動車から軽自動車へ切換えた。 ⇒普通HVからPHEVへの切換えによる効果額：購入額2,000千円×4台＝8,000千円 ⇒小型自動車から軽EVへの切換えによる効果額：購入額800千円×3台＝2,400千円 ⇒小型自動車から軽EVへの切換えによる効果額：維持費58千円×3台＝174千円 ⇒軽自動車から軽EVへの切換えによる効果額：維持費41千円×7台＝287千円（R5以前切換分1台含む） ⇒小型自動車から軽自動車への切換えによる効果額：維持費42千円×6台＝252千円（R5以前切換分5台含む） ○平成28年度に策定した公用自動車更新計画に基づき、公用車の適正配置を推進した。 ○普通自動車からPHEVへの切換え及び軽EV車や軽自動車に切換えを進めた。 ○公用自動車更新計画に基づき、小型自動車から軽自動車への切換え及びEV車への切換えを行った。今後も、EV等を中心とした車両更新により、維持管理費の削減を図っていく。					■令和6年度達成内容 ○PHEVへの切換：4台 ○軽EVへの切換：9台 ■公用車購入額：10,400千円 ■維持管理費：713千円 ■計：11,113千円			
					■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成			

4 1 電気料金の削減	従来、自然独占とされてきた電気事業において、市場参入規制を緩和し市場競争を導入する電力自由化に移行されたことを背景に、市内公共施設における継続的な電気料金の削減、環境に配慮した電力調達及び災害時における電力調達の複層化を図るため、東北電力から新電力業者への切り替えを進めてきた。 現在、電気事業においては、東北電力を含めた電力業者間の競争が益々激化し、様々な料金プランが提供されていることから、こうした業界の動向を注視し、削減効果の高い電力事業者と契約することは、厳しい財政状況にある本市として必要な取組である。 電気料金の削減効果を最大限に発揮できる電力事業者と契約するため、令和元年度において新電力事業者と契約している高压供給81施設について、3年間を履行期間とした入札を実施する。	有利な料金プランの選定 追加導入施設の検討 ・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討 ・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討 ・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討 ・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討 ・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討	■電気料金削減効果額（特別料金プラン適用） ・施設数：高压供給81施設 ・削減効果額：148,185千円（29,637千円×5年）	総務部 総務課
		■令和6年度取組内容 ○(株)エネット(高压)と契約をしていた77施設においては、令和4年度で契約期間が満了となり、契約更新を検討したが、現契約の内容での更新は出来ないとの回答であり新規契約の見込も立たない状況であったため、安定的な電力供給の観点から、令和5年度から(株)東北電力と契約することとした。 ○電力価格の高騰により基本料金の金額が上昇し、削減が見込めない状況である。 ○新電力会社であるホープエナジーが倒産した影響もあり、新たに新電力会社と契約を結びにくい状況にある。	■令和6年度達成内容 ○87施設の電気料金の削減：△69,695千円(増額)	
			■令和6年度達成状況 C：実施できず（後年度へ延期を含む）	
4 2 公共施設等のLED化の推進	本市の保有する建物公共施設は、令和2年度ベースで655施設であり、施設のポテンシャルを最大限に生かしつつ、固定経費の削減が公共施設マネジメント上で重要な施策となっている。 特に、東日本大震災以降、電力需要の抑制は社会的な要請となっており、光熱水費削減に有効なLED照明は、電力消費量が小さく長寿命で更新頻度も低いことから、環境負荷が小さい。 また、近年、LED照明の性能は著しく向上し、イニシャルコストも下落していることから、LED等照明の普及を図ることにより電力消費量の軽減及び温室効果ガスの排出量削減に努め、もって地球温暖化対策を推進する。	LED化の推進 スポーツ施設 10施設 その他教育施設 5施設 庁舎 9施設 保健施設 4施設 レクリエーション・観光施設 13施設 産業施設 14施設	電気料金の削減 ■R3～R7 55施設	総務部 総務課
		■令和6年度取組内容 ○市内公共施設における水銀灯などの照明器具をLED化することにより、電力消費量を抑制し、温室効果ガスを削減することで、地球温暖化への防止が図られた。 ・令和2年度に57施設の照明設備をLED化（令和3年度からリース開始） ・令和3年度に58施設の照明設備をLED化（令和4年度からリース開始） ・令和4年度に95施設の照明設備をLED化（令和5年度からリース開始） ※いずれも民間事業者との10年間のリース契約にて施工 ○効果 ・令和3年度リース料（57施設分）20,897千円－LED化による電気料削減見込額27,073千円＝△6,176千円（財政負担軽減額） ・令和4年度リース料（58施設分）7,582千円－LED化による電気料削減見込額9,666千円＝△2,084千円（財政負担軽減額） ・令和5年度リース料（95施設分）5,535千円－LED化による電気料削減見込額7,985千円＝△2,450千円（財政負担軽減額）	■令和6年度達成内容 ○目標施設数：55施設 ○実績施設数：95施設 効果額：10,710千円の財政負担軽減	
			■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成	
4 3 パソコン等の超低コスト調達	業務システムは行政運営の重要な基盤であり、各組織内の関連のある部署を連携させるなど情報システムのより良い在り方を全庁的に検討することが求められている。 しかしながら、ハイスペックPCの導入により端末の高額化が進み、端末購入自体に多額の経費が掛かっている現状にあり、適正な仕様で購入し配置していく必要がある。 今後、端末更新計画等を適切に運用することにより計画的な購入を進めるとともに、端末購入仕様の最適化を図り、端末購入価格の低減を図っていく必要がある。	継続的な安定運用 計画的な端末更新 ・継続的な安定運用 ・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円 ・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円 ・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円 ・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円	毎年度更新台数150台 効果額 25,468千円	まちづくり推進部 まちづくり推進課
		■令和6年度取組内容 ○1台あたり基準額における単価（156,600円）より低価格（118,055円）に調達し、かつ購入数量が基準の約3.5倍となる524台となったことから、年度目標を超える効果額となった。	■令和6年度達成内容 ○1台あたり基準額における単価（156,600円）より低価格（118,055円）に調達 ○効果額：20,197千円（効果額38,545円/台×購入台数524台）	
			■令和6年度達成状況 S：年度計画を超えた達成	

4 4 各種委員会等の委員数等の見直し	令和元年8月時点に実施された各種委員会等に係る報奨金等調査では、全庁54の委員会における委員数、報奨金等の状況を把握した。各委員会等の委員数については、その設置目的に沿った委員数を設置するものであり、また、報奨金等の金額算定の根拠についても、会議の性質や会議開催時間等を考慮し、それぞれに設定されているところである。 課題としては、合併前の町域数等を考慮し委員数を設定していると思われる委員会等については、登米市として一体感を持った取組をする上でも見直しを行い、適正な人数の設定を行う必要がある。	委員会等の委員数・報奨金等の見直し					委員数及び構成員の見直しによる事業経費の削減	まちづくり推進部 まちづくり推進課
		・委員会等の実態の詳細について調査把握	・委員会等の実態調査結果分析し見直し方針決定	・委員会等の委員数見直しによる報償費削減	・委員会等の委員数見直しによる報償費削減	・委員会等の委員数見直しによる報償費削減		
		■令和6年度取組内容 ○令和3年度に調査を行った各種委員会等に係る報奨金等については、全庁54の委員会について取りまとめたもので、委員数が最小で3名、最大で19名となっている状況にあり、平均すると9名となっている。 ○報償金については、日額で委員長等が最小4,500円～最大で16,000円となっており、委員においては、日額で最小1,800円～最大9,000円となっていた。 ○各種委員会においては、設置目的に沿った委員数を設置しているものであり、設置目的に沿って適切な委員数・委員構成が求められることから、見直しまで至らなかった。					■令和6年度達成内容 ○各種委員会等については、設置目的に沿って適切な委員数・委員構成が求められることから、見直しまで至らなかった。	
							■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成	

(3) 協働、連携による取組の推進

- ①市民活動の支援によるまちづくりの推進
- ・地域の担い手の育成、まちづくりの推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
4 5 コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進	人口減少及び高齢化の著しい社会情勢において、市民と行政の協働のもとに地域の維持・活性化を図るため、集落支援員やコミュニティ組織の職員及び役員等の育成支援は重要な取組である。 現在、地域づくりを主体的に担うための人的支援として市内21コミュニティ組織に集落支援員を設置しており、地域づくり計画の策定（見直し）及び計画に基づく事業の実施等を担う人材として、コミュニティ組織の中で位置付けられている。 これまで、集落支援員のスキルアップを目的とした定期ミーティングや研修会の実施、地域づくり事業の事例発表会等を行ってきたが、本来の目的である地域の維持・活性化を図るための地域課題の洗い出し、解決に導くための各種事業の実施には結びついていないのが現状で、マンネリ化している従来のイベント・集客型の事業から脱却が課題となっている。 また、行政とコミュニティ組織等を繋ぐ中間支援組織であるとめ市民活動プラザは、地域づくりのアドバイザーとしての役割を担いながら、地域づくりに対する取組を支援している。	集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした事業の実施及びとめ市民活動プラザと連携しての活動支援					課題解決型事業実施の拡充 ・集落支援員、コミュニティ職員及び役員等を対象とした定期ミーティングの実施 ・地域づくり事業における課題解決型の取組を促進するための事業の実施	まちづくり推進部 市民協働課
		・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施		
		■令和6年度取組内容 ○市内21コミュニティ組織の事務職員及び集落支援員を対象とした地域づくりミーティングを開催し、コミュニティ職員としての意識啓発と、地域づくり事業の事例紹介等により組織間の情報共有を図った。 ○市内21コミュニティ組織を対象に、職員2名体制で巡回相談会及び不定期での巡回訪問を実施した。研修会等については、とめ市民活動プラザへの委託事業の中で実施した。 ○市職員ととめ市民活動プラザ職員が、それぞれに行ったコミュニティへの巡回訪問で聞き取りした事業の進捗や懸案事項について、例月の定期報告会の中で情報共有することにより、コミュニティ組織へのきめ細かな対応が可能となった。						
		■令和6年度達成内容 ○定期ミーティング…6回 ○巡回相談…市:119回 ○プラザ:157回 ○研修会等…10回						
		■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成						

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
4 6 市政情報の発信強化	市政に対する市民の理解を深め、開かれた行政運営を推進するためには、市民と行政が積極的に情報の共有化を図っていく必要がある。効果的な方法で分かりやすい情報提供が求められるため、各種情報発信ツールの特性を理解し、即時性を活かした安定的で継続的な発信ができるよう体制を構築し、適時・的確に情報を発信していかなければならない。また、携帯電話等へのメール配信は、迅速かつ確実に情報伝達できるツールであるため、災害時等の有効な情報取得手段であることについて、さらなる周知・啓発に取り組む必要がある。	情報発信ツールを生かした情報提供の充実					・ホームページ目標アクセス数：420万件（令和7年度） ・メール配信サービス登録者数：3万件（令和7年度）	総務部 市長公室
		メール配信サービスによる適切な情報発信と登録の推進						
		・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進		
		■令和6年度取組内容 ○ホームページは、トップページの「注目情報」が目に入りやすいようにするとともに、「くらしの情報」「市政情報」「観光情報」の各カテゴリにどのような情報を掲載しているか分かりやすいように表示した。また、市公式LINEからもホームページを閲覧できるようにした。 ○メール配信サービスは、防災、防犯情報を中心に随時配信するとともに、登録者の増加に向けて広報紙、FM、チラシ配布など各種媒体による周知を行った。また、メール配信サービスは迷惑メールの設定解除等が必要になることもあり、高齢者から設定についての問い合わせがあることから、より簡単に情報を受け取れるようにするため、市公式LINEでメール配信サービスの配信内容を受け取れるようにした。 ○ホームページは閲覧数が20万件以上増加した。要因としてはトップページを改修したことと、市公式LINEと連携させたことが要因であると考えられる。 ○メール配信サービスは登録者数が約700件減少したが、システムの変更に伴い、送信しても受信されていなかった無効アドレス約500件を削除したことと、市公式LINEでもメール配信の内容を受信できるようにしたことから、メール配信を退会してLINEを登録する人が増えたものと考えられる。					■令和6年度達成内容 ○ホームページ年間アクセス数：397万件 ○メール配信サービス登録者数：12,000件（市公式LINE登録者数：7,938件）	
							■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成	
4 7 広聴活動の充実	多くの市民の声を行政運営に反映させるため、パブリックコメント制度や市政モニター制度を活用しているが、パブリックコメント制度においては、公表した施策に対する提出意見が少ない状況であり、認知度が不足していると考えられる。また、市政モニター制度においては、会議時や連絡票により、モニター自身が日頃感じていること、気付いたことなどを中心に自発的に意見をいただいており、今後も多種多様化する住民ニーズを把握しながら、施策立案への活用や市民目線での事務事業の執行につなげていくため、全庁で情報を共有していく必要がある。	意見聴取による行政運営の改善					市民生活等に広く影響を及ぼす条例や施策を立案する場合のパブリックコメントと市政モニターの複合的な活用	総務部 市長公室
		・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用		
		■令和6年度取組内容 ○意見公募手続：各種計画等4件を公表し、提出された意見に対する本市の考え方を公表した。 ○市政モニター：意見等を随時受付できるようにするため、会議は開催せず、市政モニターから提出された連絡票等での意見・要望等について随時受付し回答した。市政モニターからの意見・要望等については、提出しやすいよう、提供時期や回数を制限することなく、更に電子メールなど複数の手段での提出を可能とした。 ○広聴事業：市民からの意見・要望等：寄せられた意見・要望等を全庁で情報を共有し、今後の各種事業等の取組の検証等に活用できるように取り組んだ。					■令和6年度達成内容 ○意見公募手続の実施 ○市政モニターからの意見・要望の受付・回答のほか、市民からの意見等を関係部署に周知するとともに全庁で情報を共有した。	
							■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成	
4 8 まちづくり市民意向調査（満足度）の実施	登米市総合計画による市民意向調査を実施して、現状の市民の満足度や意見・考え等を把握する。 意向調査により把握した市民ニーズを踏まえ、総合計画に反映させ、施策を実施する。 市民を取り巻く社会経済情勢によるニーズの変化と実施した各種施策に対する評価調査として、原則3年ごとの調査実施とするが、次回の第7回調査については、第二次登米市総合計画の検証と次期登米市総合計画の基礎調査として実施するため、令和5年度の実施とする。	実施・分析					・調査票回収率40.0%を目標とする。 ・第一次総合計画のまちづくりの基本方向の評価項目は49 ・第二次総合計画のまちづくりの基本政策の評価項目は58	まちづくり推進部 まちづくり推進課
				・調査の実施と調査結果による現状把握及び対応策の検証	・調査結果の取りまとめ、分析 ・調査結果の公表			
		■令和6年度取組内容 ○回収後、調査票を取りまとめ、分析により市民ニーズを把握するとともに、対応策について検討し、調査結果を令和7年3月に公表した。 ○調査結果 「満足度が最も高かった項目」⇒「健康づくりの推進」の2.96ポイント（前回調査比+0.34ポイント） 「満足度が最も低かった項目」⇒「商業の振興」の2.13ポイント（前回調査比△0.15ポイント） 「重要度が最も高かった項目」⇒「救急体制の充実」の3.69ポイント（前回調査比△0.03ポイント） 「重要度が最も低かった項目」⇒「国際交流・地域間交流の推進」の2.75ポイント（前回調査比△0.07ポイント） 「満足度と重要度に最も乖離があった項目」⇒「地域医療充実」の満足度2.24ポイント、重要度3.68ポイント					○R5に調査した内容を、R6に分析し、市民ニーズの把握と調査結果の公表を行った。	
							■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成	

②公民連携の推進

・民間委託と民営化の推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
4 9 保育所・幼稚園の民営化の検討	平成27年 3 月に策定した登米市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の一体的な提供を推進してきており、令和 2 年 4 月からを計画期間とする第二期登米市子ども・子育て支援事業計画においても登米市市立幼稚園・保育所再編方針に基づき、引き続き教育・保育の一体的な提供を推進することとしている。 民間による認定こども園化の推進により、平成27年度 8 施設あった公立保育所（園）は、令和 2 年度までに 5 施設、14施設あった公立幼稚園は、9 施設となり、公立幼稚園、保育所の再編が進んだが、保育所での待機児童の発生や幼稚園の定員割れなどに対応するため、引き続き施設再編・整備や民営化等を推進する必要がある。	施設再編・整備に伴う認定こども園化と民間への経営移譲の推進					施設再編、認定こども園設置に伴う民営化の推進	福祉事務所 子育て支援課 教育部 学校教育課
		・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施	・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施	・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施	・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施	・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施		
		■令和 6 年度取組内容 ○令和 7 年度からの開園に向けた南方認定こども園の整備（令和 6、7 年度の 2 か年事業）に対し、施設整備に係る補助支援を行った。 ○公営から民営への移管に伴い、運営主体が実施する教育・保育サービスの継続及び早期安定に資することを目的として、石越にじいりこども園に対し、移行支援交付金を交付した。 ○第三期登米市子ども・子育て支援事業計画の策定を行った。 ○米山幼稚園及びよねやま保育所を再編し、令和 8 年 4 からの認定こども園化を決定し、令和 9 年 4 月からの民営化を目指すこととした。 ○公立幼稚園及び保育所再編方針に基づく公立施設の民営化に関して、民間事業者に意向調査を実施した。					■令和 6 年度達成内容 ○民設の認定こども園整備に対して支援を行い、民間活力による認定こども園の整備を推進できた。 ■令和 6 年度達成状況 A：年度計画どおりの達成	
5 0 放課後児童クラブの民営化の検討	平成29年 3 月に策定した登米市放課後児童クラブ等設置・運営方針に基づき、「各小学校への放課後児童クラブの整備」、「放課後児童支援員等の確保と質の向上」、「放課後子ども教室との一体的な事業運営」についての 3 つの視点に着目しながら、民営化に向けた検討を行ってきたが、適当な施設がないため児童をバスで送迎して実施しているなどの課題のほか、施設によっては老朽化に伴い修繕や建て替えが必要であるなど、実施施設面での課題もある。	放課後児童クラブの民営化に向けた検討					児童館の指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化の推進	福祉事務所 子育て支援課
		・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討		
		■令和 6 年度取組内容 ○放課後子ども教室と放課後児童クラブの事業調整を行った。 ○東和地区小学校の再編に併せて東和児童活動センターを東和総合支所内に整備し、放課後児童クラブの集約を行った。 ○放課後児童クラブの民営化について、他の自治体の取組状況を確認するとともに、受託実績のある業者と意見交換を行った。 ○全ての小学校で放課後児童クラブを実施し、放課後子ども教室と一体的に実施することができた。 ○放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例及び施行規則に基づき、利用者負担金の徴収を開始した。					■令和 6 年度達成内容 ○放課後子ども教室との調整を行い、全ての小学校で放課後児童クラブを実施するができた。 ○利用者負担金の徴収を開始した。 ○民営化に向けて児童クラブの運営体制に係る整備を進めた。 ■令和 6 年度達成状況 A：年度計画どおりの達成	
5 1 衛生センターの包括的民間委託の推進	衛生センターは効率的な施設運営のため、平成25年度から運転管理業務を民間委託しているが、更に令和 2 年度からは、し尿収集の受付業務や窓口対応、手数料賦課などの業務についても委託範囲を拡大し、民間委託を行っている。 委託業務の更なる効率化を図るため、令和 2 年度から施設の運転管理業務に下記項目を加え、民間委託を行っており、今後も委託範囲を拡大していく。 拡大項目 ・し尿及び汚泥の収集管理 ・し尿収集手数料徴収 ・し尿収集申込受付・窓口対応 ・汚泥肥料販売・在庫管理 ・し尿収集管理システムの構築	委託業務の実施(R3～R6) 次期委託内容の検討・契約・引継ぎ					委託範囲の拡大によるコスト削減と、職員の配置転換による人材の有効活用 令和元年比、△5,311千円/年（電算システム構築を除く） ・効果額5,311千円× 4 年＝21,244千円	環境事業所 衛生センター
		・委託業務の実施（効果額5,311千円）	・委託業務の実施（効果額5,311千円）	・委託業務の実施（効果額5,311千円）	・委託業務の実施（効果額5,311千円）	・新たな委託の実施		
		■令和 6 年度取組内容 ○委託範囲の拡大によるコスト削減を図った。 ○し尿収集受付、手数料徴収、窓口対応などの業務を委託したことによって運営経費の縮減が図られた。					■令和 6 年度達成内容 ○目標額：5,311千円 ○効果額：4,875千円 ○達成率：91.79% ■令和 6 年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成	

5 2 指定管理者制度の推進等	これまでの、公共施設管理運営に関する検討書により指定管理者制度の導入を推進し、市民サービスの向上を図ってきた。 本市の財政が極めて厳しい状況に置かれている中、公共施設の維持管理費をいかにして捻出していくかが、喫緊の課題となっており、施設の老朽化に伴う大規模修繕等への対応が困難になることが見込まれている。 今後は、登米市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら指定管理者制度を推進するとともに、施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付を推進する必要がある。								
		指定管理者制度の推進及び順次導入							
		登米市公共施設等総合管理計画に基づいた指定管理施設の統廃合及び譲渡等の実施							
		・新規導入予定施設数 1 施設（登米市津山運動広場） ・充当することによる積立額：7,909千円 ①米山産地形成促進施設：638千円、②豊里地域産物活用施設：622千円、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）） ・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み）） ・統廃合及び譲渡等の実施	・充当することによる積立額：7,909千円 ①米山産地形成促進施設：638千円、②豊里地域産物活用施設：622千円、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）） ・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み）） ・統廃合及び譲渡等の実施	・新規導入予定施設数 1 施設（高森パークゴルフ場） ・充当することによる積立額：7,909千円 ①米山産地形成促進施設：638千円（見込み）、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）） ・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み）） ・統廃合及び譲渡等の実施	・充当することによる積立額：7,909千円 ①米山産地形成促進施設：638千円（見込み）、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）） ・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み）） ・統廃合及び譲渡等の実施	・充当することによる積立額：7,909千円 ①米山産地形成促進施設：638千円（見込み）、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）） ・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み）） ・統廃合及び譲渡等の実施	・3 施設への制度導入 ・充当することによる積立額：39,545千円 ・納付金による積立額：6,725千円 ・施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付による指定管理料の削減		
■令和6年度取組内容 ○修繕基金積立は5,877千円となり、前年度2,400千円との比較では3,477千円の増となった。 ○充当金積立金 累計実績28,776千円／目標39,545千円＝達成率55.2％ ○納付金積立金 累計実績 5,317千円／目標 6,725千円＝達成率79.1％ ○充当・納付金制度等による修繕基金積立金の造成により、制度対象施設の維持管理の安定化が図られている。							■令和6年度達成内容 ○充当金積立金の微増 ○納付金積立金の増加 効果額：5,877千円		
■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成									

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
5 3 地域プラットフォームの活用	人口減少及び少子高齢化等の人口動態の変化が進む中で、厳しい財政環境を踏まえ、公共施設・サービス等の効率化且つ効果的な整備・維持・更新が求められている。 このような背景を踏まえ、今後の社会資本整備に不可欠な民間の創意工夫等を活かした公民連携による登米市らしい持続可能なまちづくりを実現するため、公民連携地域プラットフォームを形成し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を着実に実施する。						PPP/PFI手法を用いた施設整備 ■ R 3 ～ R 7 5 施設	総務部 総務課
		個別計画の実施						
		計画検証・見直し						
		事業スキーム（事業方式・形態・範囲・期間等）、支援措置、現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査・案件2 施設	事業スキーム（事業方式・形態・範囲・期間等）、支援措置、現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査・案件3 施設	設計要件・発注要件の整理	発注手続き、設計施工	運営・維持管理		
■令和6年度取組内容 ○PPPの手法を検討したが、令和4年度から過疎対策債を活用することに変更を行い、事業の進捗を図った。 ○既存事業の取組を進めているが、新規案件については予定はない。							■令和6年度達成内容 ○既存事業の取組を進めることとした。（過疎対策債の活用に変更した。）	
							■令和6年度達成状況 C：実施できず（後年度へ延期を含む）	

③自治体間連携の推進

・近隣自治体との I C T 利用環境の共有化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
5 4 電子申請サービスの推進	電子申請システムの導入については、費用負担等を考慮し、宮城県及び県内24市町村が参加する宮城県電子自治体推進協議会において共同調達し、平成22年10月からシステム運用を開始、サービス提供を行っている。19の行政手続きに加え、新たに職員に対する内部アンケート（情報セキュリティチェック）の手続を拡充し、20手続での運用を行っているが、携帯電話やスマートフォンからの申請受付や拡充及び見直しを行う。 また、他自治体の事例などを参照し、電子申請システムの操作・様式作成等の研修や情報提供を積極的に実施して周知を図る。	継続的な安定運用					電子申請対象手続き数 申請メニューの拡充 10項目 申請件数の拡大 令和元年実績700件の毎年度 5 %増	まちづくり推進部 D X推進室
		申請メニューの拡充						
		申請件数の拡大						
		申請メニューの拡充 2 項目 申請件数の拡大 735件 (700件の 5 % 増)	申請メニューの拡充 2 項目 申請件数の拡大 735件 (700件の 5 % 増)	申請メニューの拡充 2 項目 申請件数の拡大 805件 (700件の 5 % 増)	申請メニューの拡充 2 項目 申請件数の拡大 840件 (700件の 5 % 増)	申請メニューの拡充 2 項目 申請件数の拡大 875件 (700件の 5 % 増)		
		■令和 6 年度取組内容 ○新みやぎ電子申請サービスへのサービス移行に取り組んだ（令和 7 年 2 月移行） ○申請件数は859件（対目標値約102%。内みやぎ電子申請サービスが525件、びったりサービスが334件） ○新みやぎ電子申請サービスに係る研修会を通じて申請メニューの拡充に取り組んだがメニューの拡充はできなかった。 ○電子申請サービスの適切な維持管理等により申請件数が増加した。					■令和 6 年度達成内容 申請メニューの維持管理 申請件数：859件	
							■令和 6 年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成	
5 5 自治体クラウド導入や I C T 機器等の共同調達の実施	自治体クラウドの導入や I C T 機器等の共同調達の実施については、宮城県及び県内34市町村が参加する宮城県電子自治体推進協議会において、検討事項として継続した協議が進められている。 本市では、平成28年 4 月に住民情報系を含む基幹系システムを更新した際に、クラウドシステムにより運用を開始している。県内には本市と同じベンダーのシステムを調達している市町村が本市を含め10市町村あり、今後、それらの市町村と共同化する業務システム、要件定義、帳票などの差異を確認し、最終的に共同利用する市町村間で協定書を締結し運用を図ることとなる。 また、 I C T 機器等の共同調達は自治体によって機器構成や設定が異なるなど仕様の統一が難しいことから、自治体クラウドを推進するための協議会などで協議が進められ、共同利用されることになったシステムの端末などから検討するなど、契約方法や支出方法を含めた検討を協議会を中心に進める必要がある。	他自治体との協議	自治体クラウドの実施				自治体クラウドの導入 電子自治体協議会における協議 協議を重ね合意形成を図り協定締結	まちづくり推進部 D X推進室
		・導入に向けた検討	・自治体クラウドによる行政システムの導入	・共同調達による機器調達	・共同調達による機器調達	・共同調達による機器調達		
		■令和 6 年度取組内容 ○自治体クラウドの導入については、宮城県電子自治体推進協議会において検討・協議が進められてきたものの、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、基幹系システム（20業務）について令和 7 年度末までに標準準拠システムへの移行が義務付けられたことを踏まえ、協議会の活動の方向性としては標準準拠システムへの移行の推進に転換している。 ○基幹系システム標準化に係る文字同定作業、D X推進支援業務による基幹業務 B P R に取り組むとともに、滞納管理システムの標準化移行を実施した。 ○標準準拠システムへの移行に向けた取組が推進された。						
							■令和 6 年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成	

・ 近隣自治体との事務事業等の連携

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
5 6 市町村の消防の広域化 （高機能消防指令センターの共同運用）	平成18年の「消防組織法の一部を改正する法律」の公布・施行と同年「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が告示され、その中で市町村の消防の広域化の必要性が規定された。 これらを踏まえ、石巻消防、登米消防、気仙沼消防の3消防本部では、広域的な消防応援体制強化のため、指令の共同運用及び応援計画の見直し等により、保有する人材や設備を有効に活用して、管轄区域を超えた相互応援体制を確立し、連携・協力による、災害対応力の強化を図るとともに、指令の共同化による効率的な人員配置により、現場要員の強化を併せて図っていく。						○指令業務共同化により、現場要員の増員を図る。 ・指令業務担当職員 現行職員数9人 → 共同化後職員数7人（△2名（2名については、現場要員の増員に充てる））	消防本部 指令課
		宮城県消防指令業務共同運用協議、検討		宮城県東部消防通信指令事務協議会等での協議、検討				
		宮城県消防指令業務共同運用検討委員会での協議	宮城県東部消防連携・協力推進委員会等での協議、検討	宮城県東部消防通信指令事務協議会発足（R5.4.1）推進室での協議。実施設計に基づく機器等の検討	共同指令センター整備（指令システム及びデジタル無線機器調達及び共同指令センター改修）	共同指令センター整備（指令システム及びデジタル無線機器調達及び共同指令センター改修）		
		■令和6年度取組内容 ○令和8年4月1日からの共同指令センター運用開始のため、宮城県東部消防指令センターム・デジタル無線整備業務委託及び宮城県東部消防指令センター（石巻地区広域行政事務組合消防本部）庁舎改修工事の契約を行った。 また、隣接する消防本部との現場活動等で使用するI P無線機及び署活動系無線機調達の契約も行った。 ○I P無線機及び署活動系無線機は、令和7年1月に受入検査を完了し、2月に本部及び各署所に配備した。 ○令和8年4月からの宮城県東部消防指令センターの本運用に向けた各契約について、推進室及び3消防本部で検討・協議を積み重ねたことにより、計画どおり達成できた。					■令和6年度達成内容 ○宮城県東部消防指令センター指令システム・デジタル無線整備業務委託、宮城県東部消防指令センター（石巻地区広域行政事務組合消防本部）庁舎改修工事及びI P無線機・署活動系無線機の調達を行った。	
					■令和6年度達成状況 A：年度計画どおりの達成			
5 7 航空写真共同撮影による委託経費の削減	3年に一回の固定資産税評価替えに伴い課税の適正な実施のため、土地の利用状況等の変化や家屋の新・増築、取り壊し等を捕捉するため航空写真の撮影を行っているが、3年に一回とは言え多額の費用が発生するため費用削減方法を検討する必要がある。 撮影には多額の費用が発生するが、少しでも費用を削減するため、登米市と同一のシステムを導入している近隣自治体と連携を図り、撮影時期を合わせた共同の航空写真撮影を行うことによって費用の削減を図る。						航空写真共同撮影による委託経費の削減 ・効果額（R3、R6年度目標額合計）4,000千円	総務部 税務課
		共同撮影の実施		次回撮影の準備期間		共同撮影の実施		
		・近隣自治体との事務調整 ・共同撮影の実施 ・事務等の課題整理 ・効果額2,000千円	・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議	・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議	・近隣自治体との事務調整 ・共同撮影の実施 ・事務等の課題整理 ・効果額2,000千円	・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議		
		■令和6年度取組内容 ○令和6年度の共同撮影実施に向け、撮影費用の削減が見込める近隣自治体（1自治体）と航空写真撮影の実施状況について意見交換を行いながら、共同撮影を実施した場合の費用対効果及び実施にあたっての課題などについて協議を行った。 ○協議の結果、相手自治体から共同撮影を実施する方向で内諾を受けたため、双方で情報共有しながら内部調整等を行ったが、その後、相手自治体から単独撮影に変更する旨の連絡があったことから、共同撮影実施には至らなかった。					■令和6年度達成内容 ○近隣自治体と協議を行い、共同撮影への理解は得ることができたが、実施には至らなかった。 効果額：△6,775千円	
					■令和6年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成			